

雨水浸透阻害行為のための 許可申請手引き

許可申請マニュアル編

案

令和6年7月

青森県

雨水浸透阻害行為のための許可申請手引きの構成

○許可申請マニュアル編

雨水浸透阻害行為に関する許可申請に向けた作業・手続きの流れ、必要書類等について記載

○雨水貯留浸透施設の技術基準編

雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事において実施される、雨水貯留浸透施設の設計・施工及び維持管理の技術的基準について記載

雨水浸透阻害行為のための許可申請手引き
許可申請マニュアル編

令和6年7月

初版

目次

◆◆雨水浸透阻害行為について◆◆	1
◆◆雨水浸透阻害行為 許可申請に向けた全体の流れ◆◆	13
◆◆許可申請の必要書類等 一覧表◆◆	14
◆◆許可申請に向けた事前相談の要否の判断◆◆	15
ステップ1 雨水浸透阻害行為の許可申請の対象となる可能性のある行為の判断	16
ステップ2 雨水浸透阻害行為の許可申請に向けた事前相談の要否の判断	18
◆◆事前相談に向けた作業・手続き手順◆◆	19
ステップ3 雨水浸透阻害行為の事前相談に向けた必要書類等の作成	20
【作業1】 行為区域位置図の作成（図面-1）	22
【作業2】 行為区域図の作成（図面-2）	23
【作業3】 現況平面図（行為前）の作成（図面-3）	24
【作業4】 現況土地利用求積図（行為前）の作成（図面-4）	25
【作業5】 土地利用計画図（行為後）の作成（図面-5）	26
【作業6】 土地利用計画求積図（行為後）の作成（図面-6）	27
【作業7】 行為前後の土地利用集計表の作成（様式-1～3）	28
【作業8】 雨水浸透阻害行為許可事前相談書の作成・提出（様式-7）	30
ステップ4 事前相談内容に基づく雨水浸透阻害行為の許可申請の要否の判断	33
◆◆許可申請に向けた作業・手続き手順◆◆	34
ステップ5 雨水浸透阻害行為の許可申請に向けた必要書類等の作成	36
【作業1】 雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数、最大流出量の算出（様式-4、5）	38
【作業2】 対策工事（雨水貯留浸透施設）の選定	43
【作業3】 政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類（様式-6）の作成	44
【作業4】 排水施設計画平面図の作成（図面-7）	49
【作業5】 対策工事に係わる雨水貯留浸透施設的位置図の作成（図面-8）	50
【作業6】 対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図の作成（図面-9）	51
【作業7】 標識設置位置図の作成（図面-10）	54
【作業8】 雨水浸透阻害行為に関する計画説明書（様式-8）、雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書（様式-9）の作成	55
【作業9】 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書（別記様式第2）の作成	60
ステップ6 雨水浸透阻害行為の許可申請に係る提出書類の確認	63
【作業10】 許可申請時提出書類の確認（必要書類及び図面のチェックポイント）・提出	64
ステップ7 許可又は不許可の通知	67
その他1 申請内容を変更する場合の手続き	69
その他2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可	72
その他3 施設管理者等の変更の届出	75
◆◆工事に関する手続き◆◆	77
ステップ8 工事着手の届出	78

ステップ 9	工事完了の届出.....	80
ステップ 10	工事完了検査・標識の設置.....	82
その他 4	工事廃止の届出.....	86

◆◆雨水浸透阻害行為について◆◆

1. 特定都市河川流域

青森県内においては、特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項及び第3項により、令和6年7月中に中村川が特定都市河川に指定され、併せてその流域が特定都市河川流域に指定される見込みである。

同法第30条により、特定都市河川流域内の宅地以外の土地において、雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、あらかじめ、青森県知事の許可を受けなければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる特定都市河川流域については、に示すとおりである。雨水浸透阻害行為による流域変更は、基本的に行わないものとするが、やむを得ない場合については、他流域もしくは自流域への流出増がないように調整池を設置するものとし、1,000 m²未満の流域変更については、流域変更の取り扱いをしないもの（軽微な変更）とする。

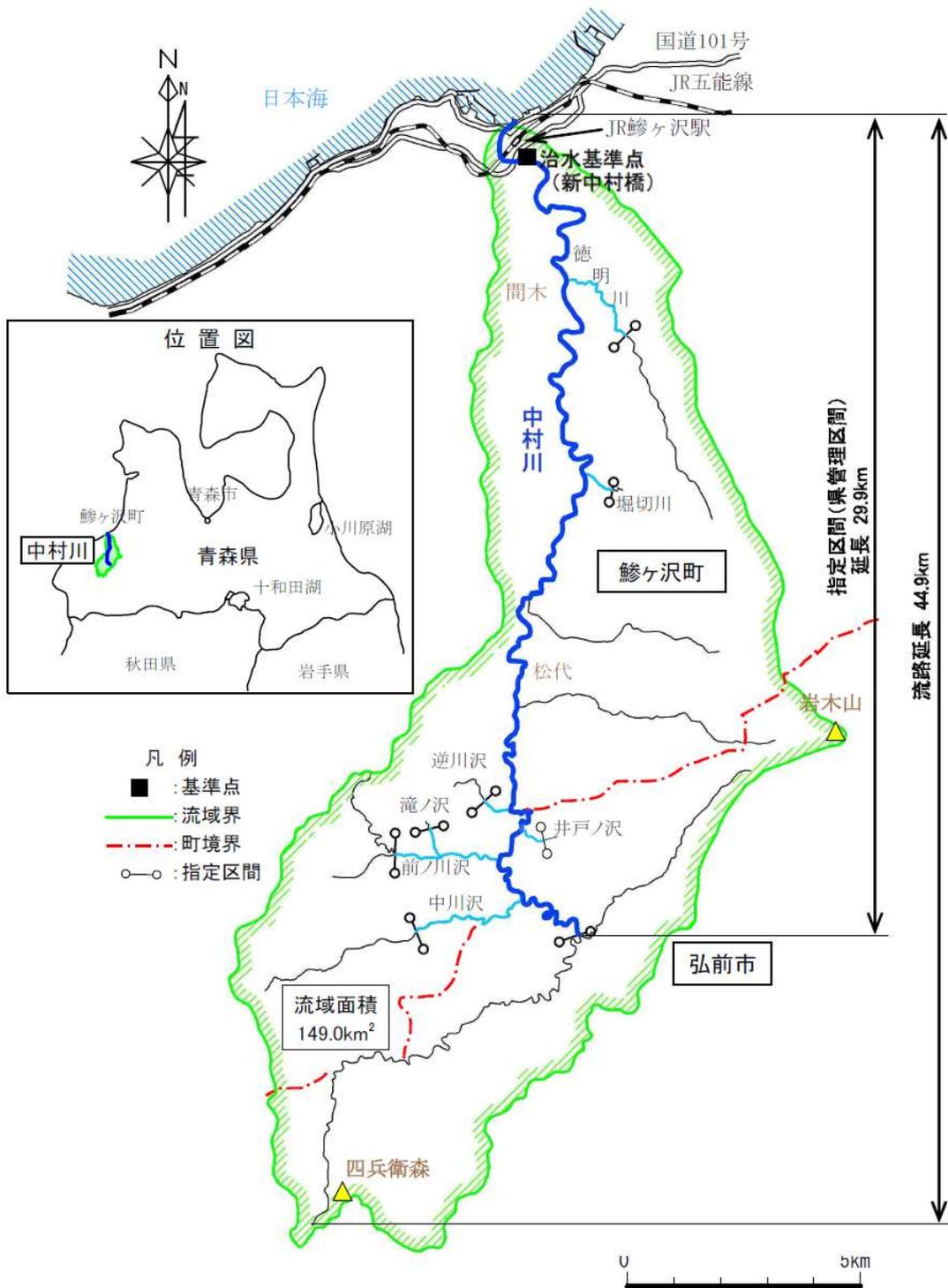


図1 中村川流域図

2. 行為の種類

雨水浸透阻害行為の許可を要する行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして次に掲げる行為のうち、1,000 m²以上のものをいう。

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）
- (3) (1)及び(2)のほか、土地からの流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある次の行為
 - ① ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
 - ② ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる行為を判断するにあたっての土地利用区分の判断方法は、解説・ガイドラインを参考とするものとするが、行為前、行為後の土地利用による判定は次の図を参考にすること。詳細は「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（R5.1）P.6-8～P.6-10」を参照すること。

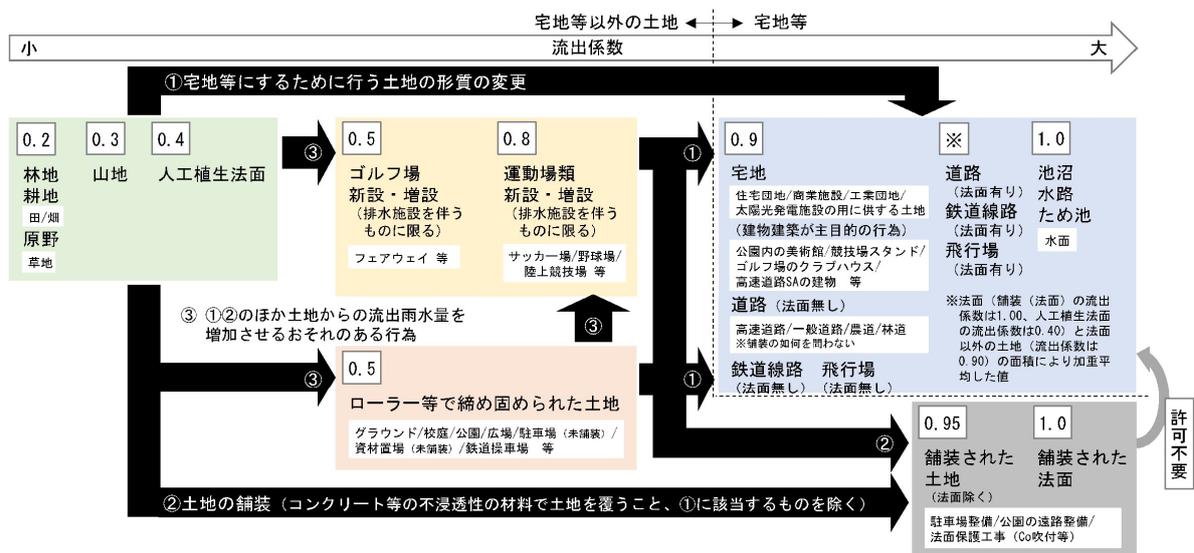


図2 許可の対象となる雨水浸透阻害行為

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

3. 行為の規模

雨水浸透阻害行為の面積の算定は、開発行為等の区域のうち、雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の全体面積によるものとし、規則第 16 条第 4 項に規定する現況地形図及び土地利用計画図により算定することを標準とすること。

なお、面積は鉛直投影面積とすること。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模要件は、一つの開発行為と見なすことができる開発区域の範囲において、複数の分散した雨水浸透阻害行為の区域の合計面積とする。(図参照)

青森県内の特定都市河川流域においては、区域の合計面積が 1,000 m²以上の行為を許可対象とする。

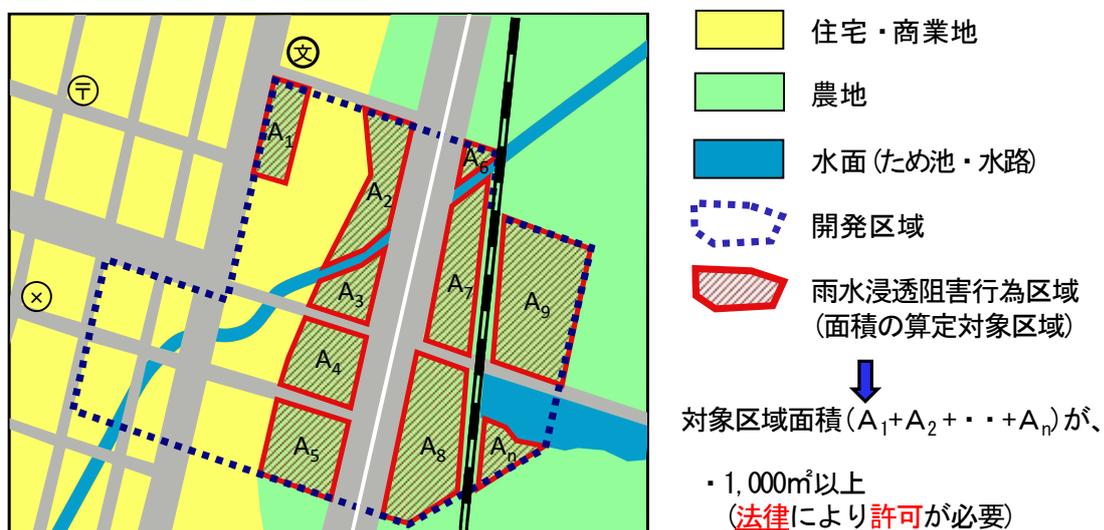


図 3 許可が必要となる規模要件

出典: 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

4. 適用除外となる行為

法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において次のいずれかに該当する行為（以下「既着手行為」という。）については、雨水浸透阻害行為の許可を要しない。

- (1) 既に工事に着手している行為
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- (3) 事業採択されている等、既に事業化されている行為
- (4) 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

【解説】

既着手行為は、雨水浸透阻害行為の許可を要しないものとし、(1)～(4)に示すとおりである。

既に事業を完了した土地区画整理事業において、1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為を行う場合、行為を行う土地が土地区画整理事業計画において「宅地」として計画された土地については、土地区画整理事業全体として「造成」を行ったものと考え、「近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地」と判断し、雨水浸透阻害行為にあたらないと判断する。

ただし、土地区画整理事業完了後、長期間（おおむね20～30年間程度）にわたり宅地化が行われず、継続的に耕地等別の用途に利用されている等の場合には、許可権者が申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、当該土地の土地利用区分を総合的に判断することとする。

その他「農地又は林地の保全を目的として行う行為」、「既に舗装されている土地において行う行為」、「仮設の建築物の建築その他の一時的な利用に供する目的で行う行為」、「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」等は適用除外となる。

表 1 許可を要しない雨水浸透阻害行為等の一覧

許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲	関係条文
(1) 通常の管理行為、軽易な行為	法第30条ただし書
1) 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為	令第7条第1号
a) 農地を保全する行為	
イ) 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為	
ロ) 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更、又は保全する行為	
ハ) 地表面を全面的にコンクリート等の不浸透性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為	
ニ) 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設（ハに掲げるものに限る。）を復旧する行為	
ホ) 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路（拡幅の場合を除く。）又は地すべり防止施設（ハに掲げるものに限る。）を復旧する行為	
b) 林地を保全する行為	
イ) 森林法第5条及び第7条の2に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林地（一級林地及びそれ以上の規格を有する林地を除く。）の新築及び改築	
ロ) 作業道の開設	
ハ) 保安施設事業、地すべり防止工事、ほた山崩壊防止工事の実施（災害により被災した林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全面的にコンクリート等の不浸透性の材料で覆う工事を除く。）	
ニ) 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法特工、水路工、植栽工等の工事の実施	
2) 既に舗装されている土地において行う行為	令第7条第2号
3) 仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為 （当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）	令第7条第3号
4) その他（農業用のビニールハウス・ガラスハウスの設置及び農作物栽培高度化施設の取扱い等）	
(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為	法第30条ただし書
一 (3) 降雨が特定都市河川に流出しない土地において行う行為の取扱い	
流域水害対策計画に基づいて行われる行為	法第30条本文

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

(1) 通常の管理行為、軽易な行為

1) 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為

農地又は林地を保全する目的で行う行為は、流出雨水量の増加を抑制する効果を有すると考えられるものであるが、特定都市河川流域における浸水被害の防止を目的とした規定であることに鑑み、許可を要しない行為を詳細に限定している。

① 農地を保全する行為

農業農村整備事業等で該当する行為は、次に掲げる行為である。ただし、これら以外の農業用道路のみの新設、変更又は保全を行う行為、未墾地を対象とした農地の造成と一体的に行う農業用排水路、ため池、揚排水機場等の農業用排水施設及び農業用道路の新設又は変更を行う行為並びに集落道、集落排水路、公園の整備等の農村の生活環境の改善のための行為については、許可を要しない行為に該当しない。

なお、複数の行為を併せて行う事業については、行為ごとに該当性を判断する。

- 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為
- 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更又は保全する行為
- 地表面を全面的にコンクリート等の不浸透性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為

-
- 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設（③に掲げるものに限る。）を復旧する行為
 - 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路（拡幅の場合を除く。）又は地すべり防止施設（③に掲げるものに限る。）を復旧する行為

② 林地を保全する行為

林地を保全する行為は、次に掲げる行為である。ただし、これら以外の用地整備及び用排水施設の新設又は変更を行う行為、主として山村の生活環境の改善等のために行われる公園の整備並びに集落道等の新設又は変更を行う行為については、許可を要しない行為に該当しない。

- 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条及び第 7 条の 2 に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道（林道規程に規定する一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。）の新築及び改築
- なお、一級林道とは林道規程に示された林道の種別であり、その幅員はトラック等での間伐木の搬出等のため、車道幅員 4 m（地形の状況その他やむを得ない場合にあっては、3 m）とされている。
- 作業道の開設
- 保安施設事業、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事（災害により被災した林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全面的にコンクリート等の不浸透性の材料で覆う工事を除く。）の実施
- 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施

2) 既に舗装されている土地において行う行為

舗装された駐車場等、舗装された土地は必ずしも「宅地等」とは限らないが、既に流出雨量の度合いが高い土地であることから、当該土地における補修工事等については、雨水浸透阻害行為の許可を要しないこととされている。

3) 仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為

仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為は、当該行為が行われる土地の雨水の流出量の増加がもたらされる期間が一時的なものであり、行為前の土地利用に戻されることが確実な場合には、流出雨量の増加をもたらす行為とは言えないことから、許可を要しないこととされている。

具体的には、プレハブ等による一時的な工事現場事務所の設置、工事に伴う一時的な資材置き場の整備及び工事用道路の設置等を目的とした土地の整形・締固め行為等が想定される。

4) その他

従前から農地であった場所で農業用のビニールハウスやガラスハウスを設置する場合は、行為後においても農地であると都道府県農地担当部局又は農業委員会によって判断される場合に限り、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為に該当するとして、許可対象としていない。

また、ビニールハウス内部の底面等をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設については、「土地の舗装」に該当するものとして、許可を要することに留意する。

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」とは、災害直後において緊急かつ応急的に行われる一時的な仮復旧をいうものである。

また、仮復旧後におこなわれる本復旧については、一般的に、「許可を要しない雨水浸透阻害行為」には含まれないが、本復旧のうち、時間的・地形的合理性の観点から緊急かつ応急的に行われるものについては、許可を要しないこととされている。

(3) 降雨が特定都市河川に流出しない土地において行う行為の取扱い

氾濫想定区域のうち集水域を越える区域がある場合、当該区域内では、法第30条に規定する雨水浸透阻害行為について同条の許可の対象に係らしめる必要がないことから、当該区域内における雨水浸透阻害行為は許可の対象外とし、過度な規制とならないよう留意する。

5. 用語の定義

(1) 特定都市河川

以下のいずれの要件にも該当する河川のうち、国土交通大臣又は都道府県知事が特定都市河川浸水被害対策法の規定により区間（河川法に規定する河川の区間とは必ずしも一致しない）を限って指定するものをいう。

- 都市部を流れる河川（河川法第3条第1項に規定する一級河川と二級河川をいう。以下同じ）であること
- その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること
- 河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難であること

(2) 特定都市河川流域

特定都市河川の流域として国土交通大臣又は都道府県知事（青森県内では青森県知事）が法第3条の規定により指定するものをいい、特定都市河川の流域を超えて特定都市下水道の排水区域がある場合、当該排水区域も特定都市河川流域に含まれる。

(3) 貯留施設

貯留施設とは、浸水被害の防止を図るために雨水を一時的に貯留する施設であり、オフサイト貯留とオンサイト貯留に分類される。施設の構造としては、オープン型、地下調整池型、貯留管型がある。

オフサイト貯留：河川、下水道、水路等によって雨水を集水したのちにこれを貯留し、流出を抑制するものをいう。遊水地や防災調整池等。

オンサイト貯留：雨が降った場所（現地）で貯留し、雨水の流出を抑制するもので現地貯留ともいう。公園、運動場、駐車場、集合住宅の棟間等の貯留施設、各戸貯留施設等。

(4) 雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするものをいい、防災調整池、保全調整池、管理協定調整池を含むものであり、国、地方公共団体、民間等の設置主体を問わない。具体的には調整池、貯留槽、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装、浸透池、浸透井が該当する。

(5) 防災調整池

雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であって、河川管理者、下水道管理者以外の者が設置するものをいう。（法第 30 条の許可を受けて行う法第 31 条第 1 項第 3 号に規定する対策工事により設置されるものを除く。）

なお、防災調整池は以下の全ての要件に該当しているものをいう。

- 宅地開発等指導要綱に基づくか、又は宅地開発等指導要綱に基づかなくとも地方公共団体の指導等により設置されたもの。
- 浸水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの。
- 防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの。

(6) 保全調整池

防災調整池のうち、法第 44 条の規定により指定されるものをいい、100m³以上の防災調整池を都道府県知事等が指定することができる。

なお、保全調整池の規模要件は、当該防災調整池の形状寸法による貯留容量についてのみである（浸透量は要件に含まれない）。

(7) 宅地等

「宅地等」とは、法第 2 条第 9 項に定める宅地、池沼、水路、ため池、道路の他、令第 1 条で定める鉄道線路、飛行場をいう。

(8) 宅地

宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目を参考に判断すること。

- 現況において、建物の用に供している土地。
- 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。
- 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。

(9) 池沼、水路及びため池

常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。

(10) 道路

一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路かどうかを問わない。未舗装でも、一般の交通の用に供していれば道路とする。

(11) 鉄道線路

鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。

(12) 飛行場

飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。

(13) 太陽光発電施設が設置された土地

太陽光発電施設の用に供するための土地をいう。

(14) 不浸透性材料により覆われた法面

コンクリート等の不浸透性の材料で覆われた土地をいう。

(15) 不浸透性材料により舗装された土地

コンクリート等の不浸透性の材料で覆われた法面をいう。

(16) 排水施設が整備されたゴルフ場

排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

(17) 排水施設が設置された運動場その他これに類する施設

運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

(18) 締め固められた土地

建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（(16)及び(17)に掲げるものを除く。）をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。

ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しないものであること。

(19) 山地

平均勾配が10%以上の土地（(8)から(18)及び(20)、(21)に掲げるものを除く。）をいう。

(20) 人工的に造成された植生に覆われた法面

人工的に造成され、植生に覆われた法面をいう。

(21) 林地、耕地、原野

ローラー、又はその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地をいう。

- 平均勾配が10%未満で、一体的に林、又は草地等を形成している土地（(8)から(18)及び(20)に掲げるものを除く。）をいう。
- 耕作の目的に供される土地（水田〈灌漑中であるか否かを問わない〉を含む）をいう。

(22) 雨水浸透阻害行為

雨水が流出しにくい宅地等以外の土地において流出雨水量を増加させる以下の行為をさす。

- 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料により土地を覆うこと）
- ゴルフ場、運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為。
- ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く。）

(23) 流出雨水量

地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいい、本法では合理式により算出するものとしている。

(24) 対策工事

法30条の雨水浸透阻害行為の許可に関して、雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために自ら行う工事をいい、雨水貯留浸透施設の設置工事とその他の雨水の流出抑制工事に区分される。

(25) 地表面貯留

雨水を地表面に貯留することをいい、棟間・公園・運動場等の表面を利用し、浅く掘り込んだり、小堤を築いたりして貯留する。

(26) 地下貯留

地下に貯留槽を設け、これに雨水を導入するもので、貯留施設の上部は、種々の利用が可能となる。

(27) 棟間貯留

集合住宅の棟間に貯留することをいう。

(28) 公園貯留

公園用地内の池・運動広場等に貯留することをいう。

(29) 校庭貯留

小、中学校・高等学校等の教育施設用地の屋外運動場に貯留することをいう。

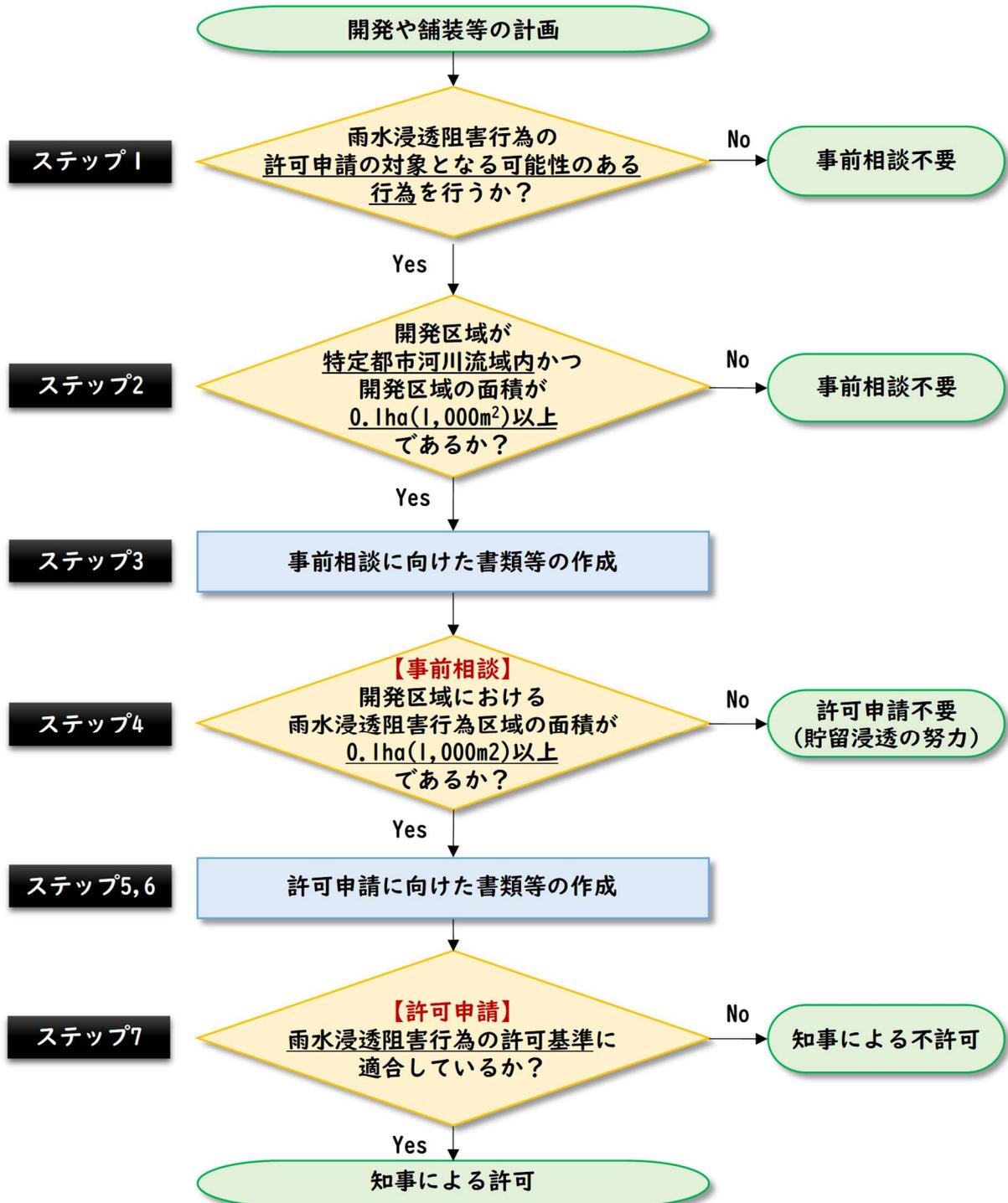
(30) 各戸貯留

戸建て住宅の敷地内に雨水を貯留することをいう。

◆◆雨水浸透阻害行為 許可申請に向けた全体の流れ◆◆

開発や舗装等の雨水浸透阻害行為に該当する可能性のある行為を行う場合には、以下のフローに従い、必要書類を作成し、事前相談や許可申請を行ってください。

雨水浸透阻害行為の概要、雨水貯留浸透施設設計にあたっての条件設定等を確認したい場合は、別途青森県が作成する「雨水浸透阻害行為のための許可申請手引き【雨水貯留浸透施設の技術基準編】」を参照してください。



◆◆許可申請の必要書類等 一覧表◆◆

【書類関係】

事前	申請	変更	機能 阻害	様式名	名 称	ステップ
	○			別記様式第2	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	5
	○			別記様式第3	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	9
	○			別記様式第4	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	その他4
			○	別記様式第6	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書	その他2
○	○	○※2	○※3	様式-1	現況土地利用区分面積集計表（行為前）	3
○	○	○※2	○※3	様式-2	計画土地利用区分面積集計表（行為後）	3
○	○	○※2	○※3	様式-3	行為前後の土地利用集計表	3
	○	○※2	○※3	様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数	5
	○	○※2	○※3	様式-5	雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量	5
	○	○※2	○※3	様式-6	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	5
○				様式-7	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	3
	○	○※2	○※3	様式-8	雨水浸透阻害行為に関する計画説明書	5
	○	○※2	○※3	様式-9	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	5
	○			様式-10	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	8
		○		様式-12	雨水浸透阻害変更許可申請（協議）書	その他1
		○		様式-13	雨水浸透阻害行為変更届出書	その他1
		○		様式-14	施設管理者等変更届出書	その他2

【図面関係】

事前	申請	変更	機能 阻害	様式名	名 称	ステップ
○	○	○※2	○※3	図面-1	行為区域位置図	3
○	○	○※2	○※3	図面-2	行為区域図	3
○	○	○※2	○※3	図面-3	現況平面図（行為前）	3
○	○	○※2	○※3	図面-4	現況土地利用求積図（行為前）	3
○	○	○※2	○※3	図面-5	土地利用計画図（行為後）	3
○	○	○※2	○※3	図面-6	土地利用計画求積図（行為後）	3
○※1	○	○※2	○※3	図面-7	排水施設計画平面図	5
	○	○※2	○	図面-8	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設的位置図	5
	○	○※2	○※4	図面-9	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の形状 雨水貯留浸透施設の構造の詳細（プラスチック製品の品質証明書）	5
	○	○※2	○※3	図面-10	標識設置位置図	5

【その他資料関係】

事前	申請	変更	機能 阻害	様式名	名 称
○	○	○※2	○※3	資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）
○	○	○※2	○※3	資料-2	公図の写し
○※1	○	○※2	○※3	資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果
○	○	○※2	○※3	資料-4	事業概要書、事業概要図
○	○	○※2	○※3	資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）
○	○	○※2	○※3	資料-6	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）
○	○	○※2	○※3	資料-7	工程表

※1 事前相談時に作成していれば添付してください。

※2 雨水浸透阻害変更許可申請（協議）書（様式-12）を提出する場合、県と協議し、必要に応じて当該許可に関する書類を通常の許可申請の書類に準拠して作成し、提出してください。

※3 雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書（別記様式第6）を提出する場合、県と協議し、必要に応じて当該許可に関する書類を通常の許可申請の書類に準拠して作成し、提出してください。

※4 雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書の提出にあたり必要な図書（表7-1）も含まれます。

◆◆許可申請に向けた事前相談の要否の判断◆◆

中村川流域において、従来から許可が必要な開発行為（開発や舗装等）等を計画する場合には、その行為が雨水浸透阻害行為に該当する可能性があるかどうかを判断する必要がある。

そのために、**ステップ1**では、雨水浸透阻害行為の許可申請の対象となる可能性のある行為であるかどうかを確認し、対象となる可能性がある場合には**ステップ2**の許可申請に向けた事前相談の要否の判断に進む。

ステップ2で【事前相談が必要】と判断された場合には、事前相談に必要な書類を作成する**ステップ3**に進む。

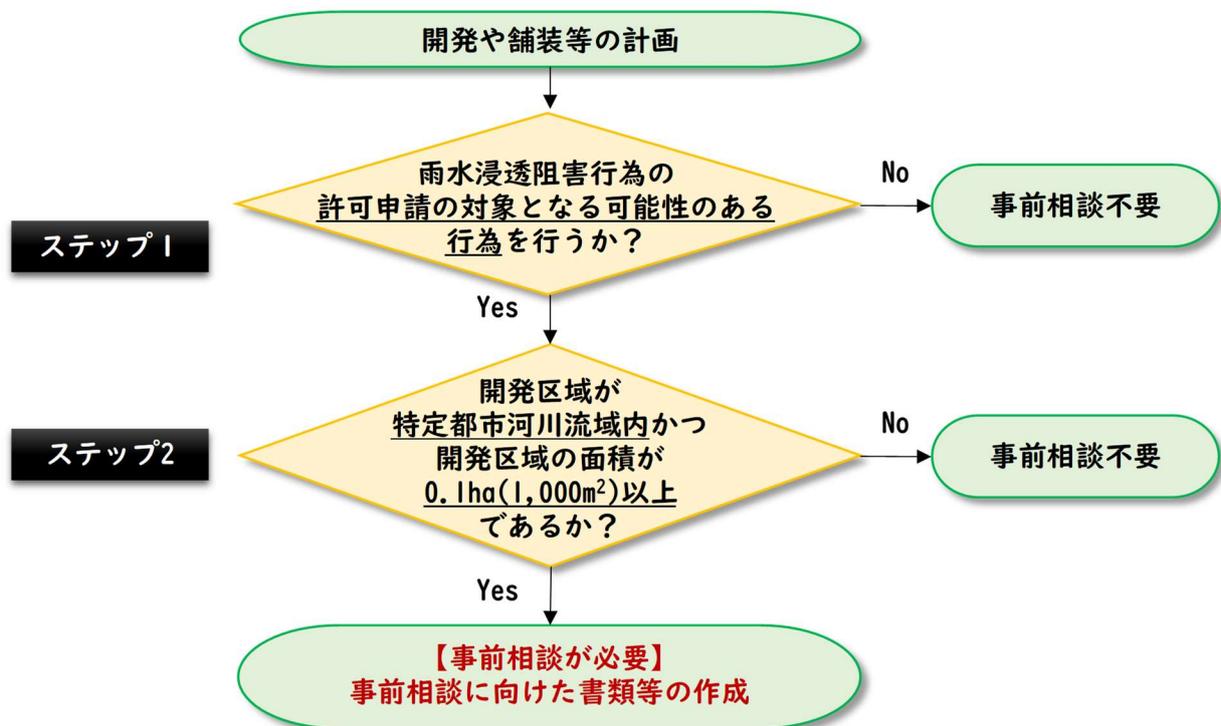


図 1-1 雨水浸透阻害行為 事前相談要否の判断フロー

ステップ1 雨水浸透阻害行為の許可申請の対象となる可能性のある行為の判断

ステップ1では、雨水浸透阻害行為の許可申請の対象となる可能性のある行為の判断について、その行為の例を示すとともに、技術基準の参照先を示す。

実施予定の行為がステップ1の雨水浸透阻害行為の許可申請の対象となる可能性のある行為と判断された場合には、ステップ2に進むこととする。

【解説】

雨水浸透阻害行為は、流域内での雨水の流出増もたらず1,000m² (0.1ha) 以上の開発行為を対象としている。このため、従来から許可申請を要する都市計画法の規定に基づく開発行為や宅地造成規制法等に基づく行為を行う場合には、その行為が雨水浸透阻害行為の許可申請を要する行為となる可能性がある。

また、これまでの諸法令では規制されていない行為であっても、雨水浸透阻害行為の許可申請を必要とする場合が発生する。

雨水浸透阻害行為の許可申請の対象となる可能性のある行為として、従来から許可申請を要する以下の行為が該当する。

- 1) 都市計画法の規定に基づく開発行為
- 2) 宅地造成規制法等に基づく行為

また、上記に該当しない行為であっても雨水浸透阻害行為の許可申請を必要とする場合がある。その例を以下に示す。

- 1) 宅地等以外の土地（山地、林地、耕地、原野(草地)等）をローラー等で締め固め資材置き場や駐車場等を造成するような行為
- 2) 宅地等以外の土地（山地、林地、耕地、原野(草地)等）にビニールハウス・温室を建設、または太陽光発電を設置する行為

※ただし、農地の転用に当たらないと都道府県農地担当部局、若しくは農業委員会が判断する場合は、法9条但し書きに規定する通常管理行為、軽易な行為に該当し、対象とはならない。

- 3) 排水施設を伴うゴルフ場の一部に舗装した通路を設置する行為
- 4) 排水施設を伴うゴルフ場の一部に駐車場の設置やクラブハウスの拡張等を行う行為
- 5) 国・県や市による公共事業として宅地等以外の土地（山地、林地、耕地、原野(草地)等）において行われる雨水浸透阻害行為
※事業目的、事業主体に係わず許可（協議扱い）が必要
- 6) ローラー等により締め固められた土地から排水施設を伴った運動場へ土地の形質を変更する行為
- 7) 運動場の敷地内で排水施設が整備されていない区域に、新たに排水路を増設する行為

実施予定の行為が雨水浸透阻害行為に該当する可能性があるかについては、表 1-1 を参照し、判断することが望ましい。

表 1-1 雨水浸透阻害行為許可対象行為判断表

【雨水浸透阻害行為 許可(申請)対象の行為判断表】

		行為前の土地利用形態														
		宅地等							舗装		その他			左記以外		
		宅地	池沼	水路	ため池	道路	鉄道道路	飛行場	コンクリート (法面除く)	コンクリート (法面)	ゴルフ場	運動場	ローラーを用 いて締固	山地	植生法面	林地、耕 地、原野
行為後の 土地利用 形態	宅地等	宅地	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号
		池沼	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号
		水路	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号
		ため池	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号
		道路	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号
		鉄道道路	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号
		飛行場	A	A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号
	舗装	コンクリート (法面除く)	A	A	A	A	A	A	B	B	2号	2号	2号	2号	2号	2号
		コンクリート (法面)	A	A	A	A	A	A	B	B	2号	2号	2号	2号	2号	2号
		ゴルフ場	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号
	その他	運動場	A	A	A	A	A	A	B	B	3号	3号	3号	3号	3号	3号
		ローラーを用 いて締固	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C	3号	3号	3号	3号
		上記以外	山地	A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D	D	D
	植生法面		A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D	D	D	D
	林地、耕 地、原野		A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D	D	D	D

分類番号

- A** : 従前の土地利用が“宅地等”であり、法第30条第1項に該当しない行為のため、許可(申請)不要
- B** : 従前の土地利用が“舗装”であり、法第30条第1項に該当しない行為のため、許可(申請)不要
- C** : 法第30条第1項第3号に該当しない行為のため、許可(申請)不要
- D** : 法第30条第1項各号に該当しない行為のため、許可(申請)不要
- 1号** : 法第30条第1項第1号に該当する行為のため、許可(申請)必要
- 2号** : 法第30条第1項第2号に該当する行為のため、許可(申請)必要
- 3号** : 法第30条第1項第3号に該当する行為のため、許可(申請)必要

ステップ2 雨水浸透阻害行為の許可申請に向けた事前相談の要否の判断

実施予定の行為がステップ1の雨水浸透阻害行為の許可申請の対象となる可能性のある行為である場合には、ステップ2の雨水浸透阻害行為の許可申請に向けた事前相談の要否の判断を行う必要がある。

具体的には特定都市河川流域内の行為でかつ事業エリアが 1,000 m²(0.1ha)以上の場合には、雨水浸透阻害行為の許可申請に向け、事前相談が必要となる。

ステップ2で事前相談が必要と判断された場合には、ステップ3に進む。

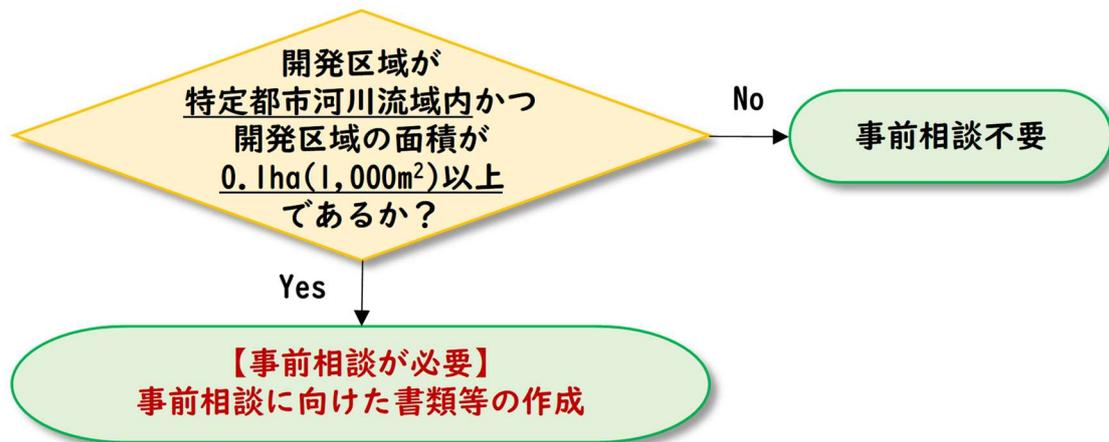


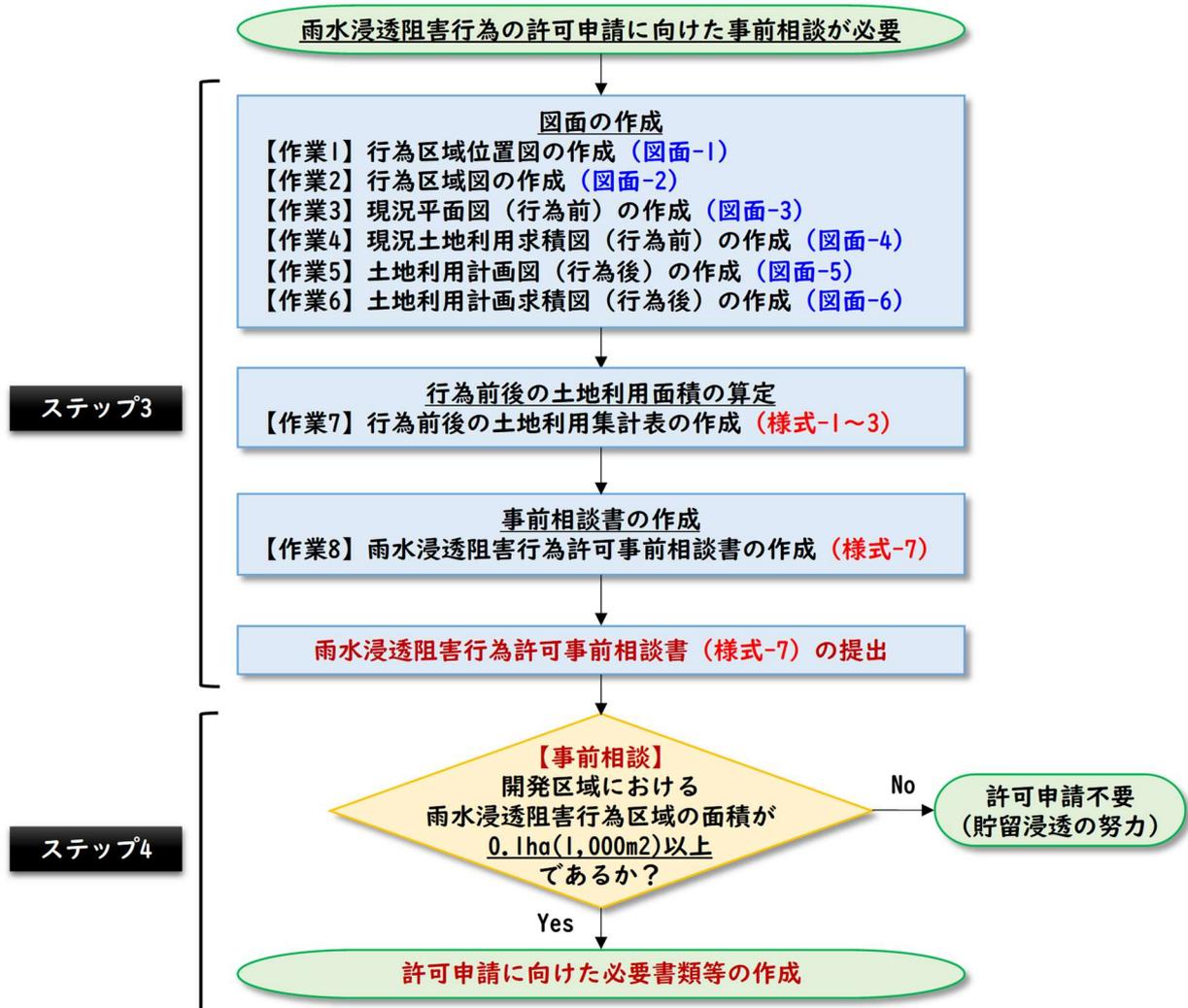
図 2-1 ステップ2 判断フロー

◆◆事前相談に向けた作業・手続き手順◆◆

ステップ2で【事前相談が必要】と判断された場合、事前相談に向けて必要書類等を作成し、実施予定の行為が雨水浸透阻害行為に該当するか判断する必要がある。

ステップ3では、事前相談に向けた必要書類等を作成する。ステップ3で作成した事前相談の内容を踏まえ、ステップ4では青森県は雨水浸透阻害行為の許可申請の要否を判断する。

ステップ4で【許可申請が必要】と判断された場合にはステップ5に進む。



ステップ3 雨水浸透阻害行為の事前相談に向けた必要書類等の作成

1. ステップ3における作業フロー及びその概要

ステップ3では、事前相談に向けた必要書類等の作成方法を示す。

事前相談に向けた作業・手続き手順フローのうち、赤枠の箇所がステップ3に該当する。

まずは実施予定の開発行為に関して、行為前後の土地利用がわかる図面を作成し、この図面を基に行為前後の土地利用面積算定表を作成する。これらの書類等が作成できたら、事前相談書を作成し、青森県に対し提出するという流れである。

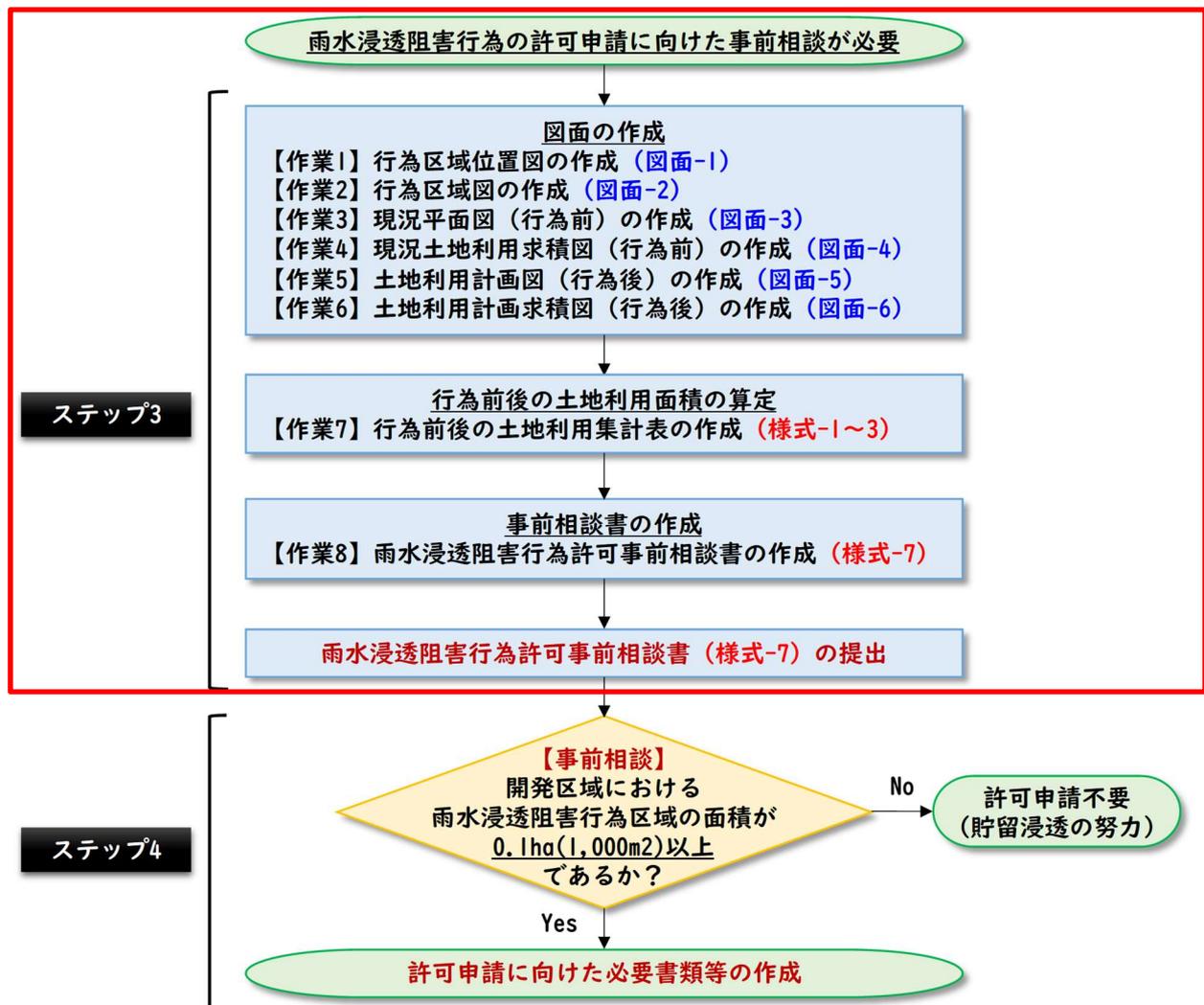


図 3-1 ステップ3 作業・手続きフロー

2. ステップ3で作成する必要書類等

事前相談時の必要書類及び図面等は以下の通りである。

作成に当たっては、下記に示す【作成にあたって用意する基礎資料】①～③が必要となる。事前相談に向けた必要書類等の作成に着手する前に、これらの資料を収集することが必要である。

【必要書類等一覧】

■書類関係

- ① 現況土地利用区分面積集計表（行為前）：様式-1
- ② 計画土地利用区分面積集計表（行為後）：様式-2
- ③ 行為前後の土地利用集計表：様式-3

■図面関係

- ① 行為区域位置図（1/50,000以上の地形図）：図面-1
- ② 行為区域図（現況地形図（1/2,500以上））：図面-2
- ③ 現況平面図（行為前）（1/2,500以上）：図面-3
- ④ 現況土地利用求積図（行為前）（1/2,500以上）：図面-4
- ⑤ 土地利用計画図（行為後）（1/2,500以上）：図面-5
- ⑥ 土地利用計画求積図（行為後）（1/2,500以上）：図面-6

■その他資料関係

- ① 土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）：資料-1
- ② 公図の写し：資料-2
- ③ 事業概要書、事業概要図：資料-4
- ④ 現況写真（写真撮影位置を添付）：資料-5
- ⑤ その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）：資料-6
- ⑥ 工程表：資料-7



【作成にあたって用意する基礎資料】

- ① 現況地形図・測量図（1/2,500以上）
- ② 土地登記簿謄本（公図の写し）、課税証明等
- ③ 現地写真（写真位置・撮影年月日記入）

3. ステップ3における作業手順

ここからは、**ステップ3**における具体的な作業について、その内容を示す。

【作業1】行為区域位置図の作成（図面-1）

任意の地形図を加工し、縮尺 1/50,000 以上として、行為区域位置図を作成する。
行為区域とは、雨水浸透阻害行為が行われる区域の範囲を指す。

【必ず記載する内容】

- 行為区域の位置を赤色で表示する。
- 「位置」として土地の地番を表示する。
- 方位や縮尺を記入する。

【可能な限り記載する内容】

- 放流先河川への経路を記載する。

【留意事項】

- 浸透施設の設置を予定している場合、行為区域が浸透施設の設置禁止区域（急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）に該当していないか確認する。



図 3-2 行為区域位置図の作成例

【作業2】 行為区域図の作成（図面-2）

任意の地形図を加工し、縮尺 1/25,000 以上として、行為区域図を作成する。

【必ず記載する内容】

- 以下を記入する。
 - 1) 行為区域の区域
 - 2) 県界
 - 3) 市町村界
 - 4) 市町村区域内の町又は字の境界
 - 5) 土地の地番
 - 6) 土地の形状

【可能な限り記載する内容】

- 放流先河川への経路を記載する。
- その他目標となる地物を記載する。

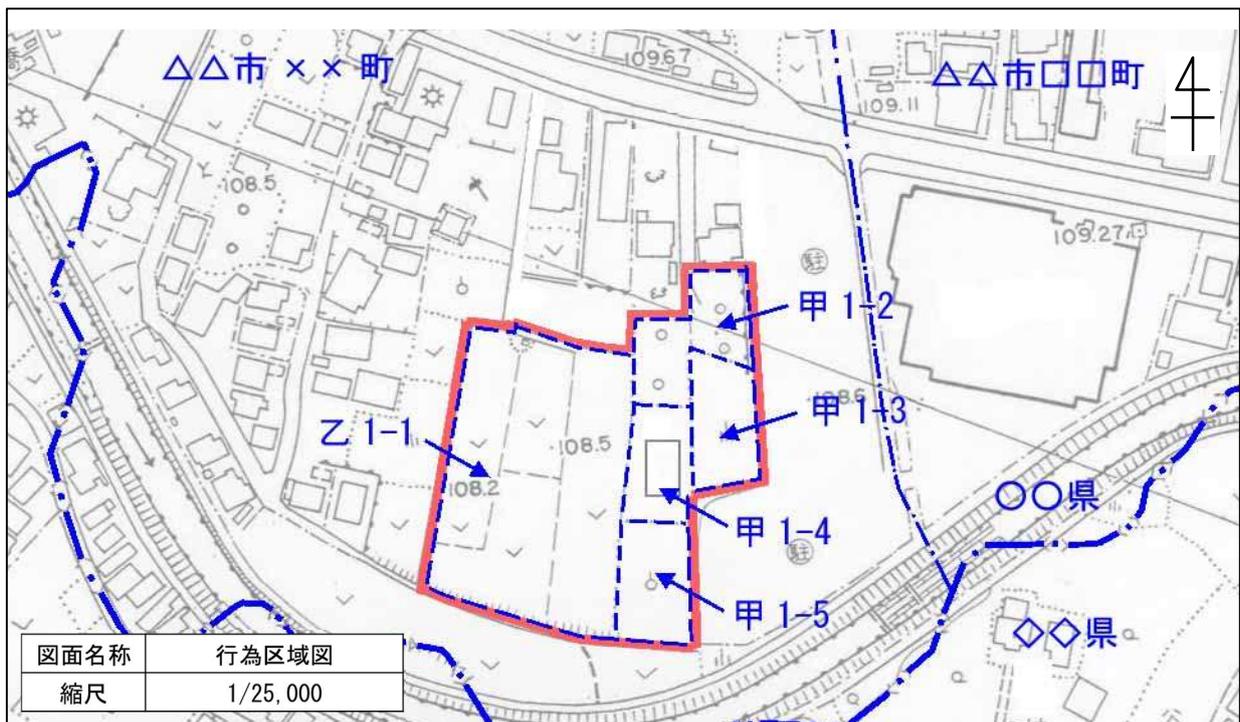


図 3-3 行為区域図の作成例

【作業3】現況平面図（行為前）の作成（図面-3）

縮尺 1/2,500 以上として、現況平面図（行為前）を作成する。
行為区域及び周辺区域の現況がわかるように表示する。

【必ず記載する内容】

- 行為区域の境界を表示する。
- KBM の位置や地盤高を記入する。
- 既存排水施設や建築物を記入する。
- 方位や縮尺を記入する。

【可能な限り記載する内容】

- 放流先河川や周辺の土地利用を記載する。（土地利用の判別は P13, 14 を参照）

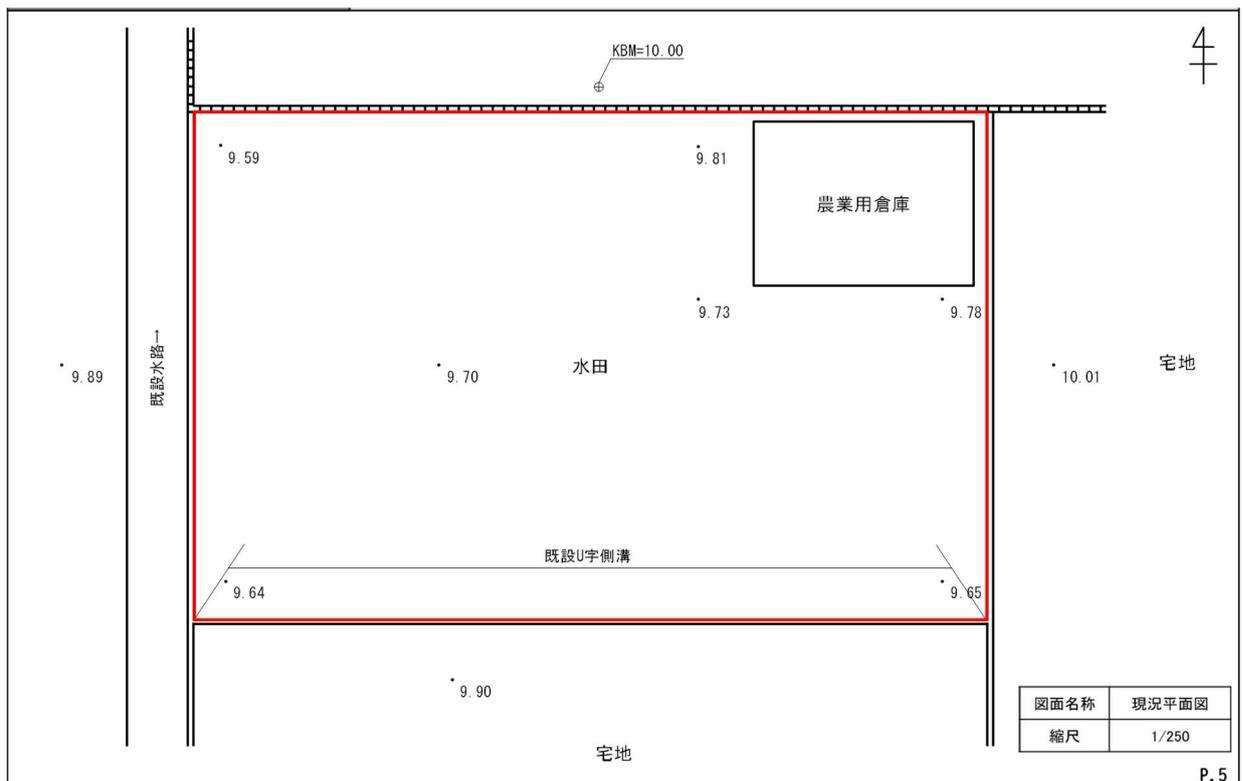


図 3-4 現況平面図（行為前）の作成例

【作業4】 現況土地利用求積図（行為前）の作成（図面-4）

縮尺 1/2,500 以上として、基本的に【作業3】で作成した現況平面図（行為前）を基に現況土地利用求積図（行為前）を作成する。

地形、事業区域の境界、現況土地利用形態の区分ごとにエリアを分け、着色し、エリア No.、エリア毎の面積（単位：ha）を明示する。

なお、エリア No.、エリア毎の面積は、様式-1「現況土地利用区分面積集計表（行為前）」で記載するエリア No.、エリア毎の面積と一致させる必要がある。

【必ず記載する内容】

- 行為区域の境界を表示する。
- 土地利用形態の区分ごとに着色する。（土地利用の判別は P13, 14 を参照）
- エリア No. を記載し、面積（単位：ha）を明示する。（様式-1 で記載するエリア No.、エリア毎の面積と一致させる）
- 既存排水施設の位置を明示する。
- 方位や縮尺を記入する。

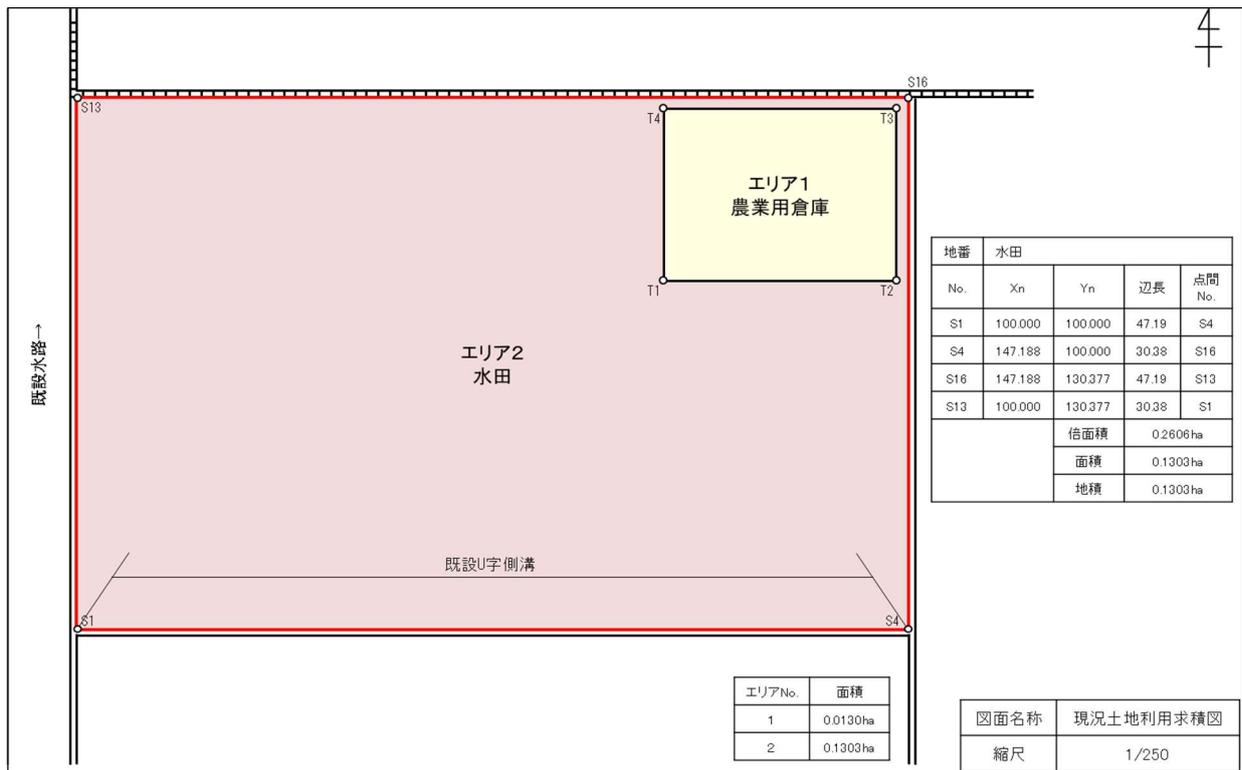


図 3-5 現況土地利用求積図（行為前）の作成例

【作業5】土地利用計画図（行為後）の作成（図面-5）

縮尺 1/2,500 以上として、土地利用計画図（行為後）を作成する。
行為後の土地利用計画を可能な限り詳細に表示する。

【必ず記載する内容】

- 行為区域の境界を表示する。
- 雨水貯留浸透施設の位置を明示する。
- 土地利用形態や土地利用計画表を表示する。（土地利用の判別は P13, 14 を参照）
- 方位や縮尺を記入する。

【可能な限り記載する内容】

- 放流先河川を記載する。

【可能な限り配慮いただきたい事項】

- 土地利用形態ごとに着色する。

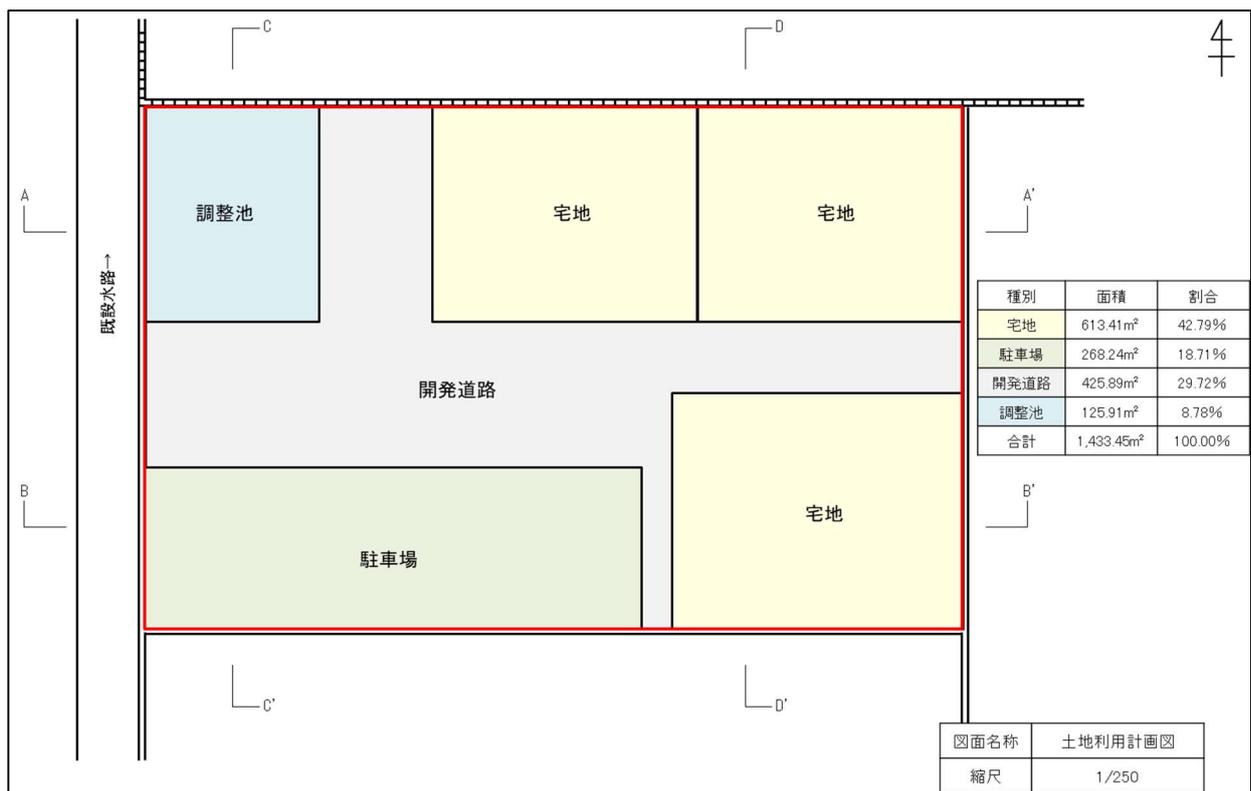


図 3-6 土地利用計画図（行為後）の作成例

【作業6】土地利用計画求積図（行為後）の作成（図面-6）

縮尺 1/2,500 以上として、基本的に【作業4】で作成した土地利用計画図（行為後）を基に土地利用計画求積図（行為後）を作成する。

事業区域の境界、計画土地利用形態の区分毎にエリアを分け、着色し、エリア No.、エリア毎の面積（単位：ha）を明示する。

なお、エリア No.、エリア毎の面積は、様式-2「計画土地利用区分面積集計表（行為後）」で記載するエリア No.、エリア毎の面積と一致させる必要がある。

また、様式-1 と様式-2 の合計が一致するように作成する。

【必ず記載する内容】

- 行為区域の境界を表示する。
- 土地利用形態の区分ごとに着色する。（土地利用の判別は P13, 14 を参照）
- エリア No. を記載し、面積（単位：ha）を明示する。（様式-2 で記載するエリア No.、エリア毎の面積と一致させる）
- 計画排水施設の位置を明示する。
- 求積表を表示する。
- 方位や縮尺を記入する。

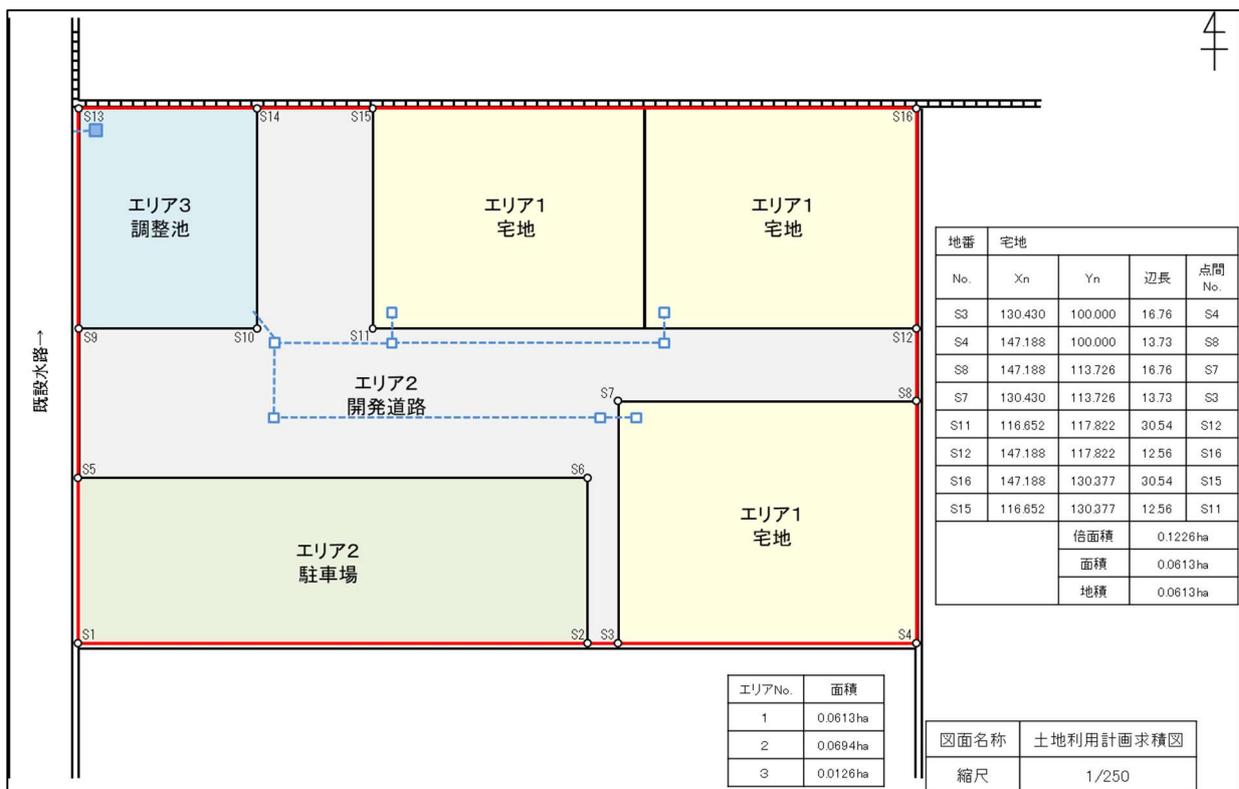


図 3-7 土地利用計画求積図（行為後）の作成例

【作業7】 行為前後の土地利用集計表の作成（様式-1～3）

【作業4】、【作業6】で判別した現況土地利用区分及び土地利用計画区分を基に、「特定都市河川浸水被害対策法_雨水浸透阻害行為_許可申請様式.xls」を使用して、行為前後の土地利用集計表を作成する。

その際、本 Excel の「使用方法」シートを併せて確認しながら、作成を進める。

- 1) 様式-1「現況土地利用区分面積集計表（行為前）」及び様式-2「計画土地利用区分面積集計表（行為後）」に、区分ごと・エリアごとの面積（単位：ha）を記入し、集計する。ここで、様式-1の合計と様式-2の合計が一致するように留意する。
- 2) 様式-1及び様式-2の作成内容（行為前後の土地利用集計）が、様式-3「行為前後の土地利用集計表」に自動で反映され、阻害行為対象面積（様式-3：④欄の合計）が自動算出される。
- 3) 阻害行為対象面積算出結果より、雨水浸透阻害行為許可の対象となるか確認し、阻害行為対象面積が 1,000m²（0.1ha）を超えていれば雨水浸透阻害行為許可の対象となる。

現況土地利用区分面積集計表（行為前）

様式-1

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出 雨水量を増加させるお それのある行為に係る 土地			左記以外の土地				
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないに限る。)	道路 (法面を有するに限る。)	鉄道線 路 (法面を有しないに限る。)	鉄道線 路 (法面を有するに限る。)	飛行場 (法面を有しないに限る。)	飛行場 (法面を有するに限る。)	太陽光 パネル	コン クリ ート 等 の 不 透 性 の 材 料 に よ り 覆 わ れ た 土 地 (法面を除く)	コン クリ ート 等 の 不 透 性 の 材 料 に よ り 覆 わ れ た 法 面	ゴルフ 場 (雨水を排除するた めの排水施設を伴う もの)	運動場 その他 これに 類する 施設 (雨水を排除するた めの排水施設を伴う ものに限る)	ロー ソ ラ ー そ の 他 こ れ に 類 する 建 設 機 械 を 用 い て 締 め ら れた 土 地	山地	人工的 に造成 された 植われ た法面	林地、 耕地、 原野、 その他 ロー ソ ラ ー そ の 他 こ れ に 類 する 建 設 機 械 を 用 い て ない 土 地	
1	0.0190																			0.1100
小計1	0.0190																			0.1100
小計2	0.0190															0.1100				
合計											0.1290									

(単位：ha)

図 3-8 様式-1(現況土地利用区分面積集計表(行為前))

計画土地利用区分面積集計表（行為後）

様式-2

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出 雨水量を増加させるお それのある行為に係る 土地				左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないものに 限る。)	道路 (法面を有するものに 限る。)	鉄道線 路 (法面を有しないものに 限る。)	鉄道線 路 (法面を有するものに 限る。)	飛行場 (法面を有しないものに 限る。)	飛行場 (法面を有するものに 限る。)	太陽 光 パ ネ ル	コン ク リ ー ト 等 の 不 透 水 性 の 材 料 に よ り 覆 わ れ た 土 地 (法 面 を 除 く)	コン ク リ ー ト 等 の 不 透 水 性 の 材 料 に よ り 覆 わ れ た 法 面	ゴルフ 場 (雨水を排除するた めの排水施設を伴う もの)	運動場 その他これに類する 施設 (雨水を排除するた めの排水施設を伴う ものに限る)	ロー ラー そ の 他 こ れ に 類 す る 建 設 機 械 を 用 い て 締 め ら れ た 土 地	山地	人工 的 に 造 成 さ れ た 植 生 に 覆 わ れ た 法 面	林地、 耕 地、 原 野 そ の 他 ロー ラー そ の 他 こ れ に 類 す る 建 設 機 械 を 用 い て い ない 土 地	
1	0.1120				0.0170															
小計1	0.1120				0.0170															
小計2	0.1290																			
合 計	0.1290																			

(単位 : ha)

図 3-9 様式-2(計画土地利用区分面積集計表(行為後))

行為前後の土地利用集計表

様式-3

土地利用区分		①欄 様式-1 現況土地利用 面積 (ha) ①	②欄 様式-2 計画土地利用 面積 (ha) ②	③欄 面積差 (ha)	④欄 雨水浸透阻害行為の当該面積	参考 流出係数	備 考
土 地 利 用 区 分		様式-1 小計1の欄	様式-2 小計1の欄	②-①	③欄が (+) の場合、原則該当 該当の場合面積 (ha) を記入		
宅地等	宅 地	0.0190	0.1120	0.0930	0.0930	0.9	宅地等の区 分同士の増 減は対象と しない。
	池 沼					1	
	水 路					1	
	た め 池					1	
	道路 (法面を有しないものに限る。)		0.0170	0.0170		0.9	
	道路 (法面を有するものに限る。)					加重平均	
	鉄道線 路 (法面を有しないものに限る。)					加重平均	
	鉄道線 路 (法面を有するものに限る。)					加重平均	
	飛行場 (法面を有しないものに限る。)					加重平均	
	飛行場 (法面を有するものに限る。)					加重平均	
太陽光パネル					0.9		
小 計	0.0190	0.1290	0.1100		0.1100		
舗装された 土地	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地 (法面 を除く)					0.95	
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面					1	
小 計							
その他土地 からの流出 雨水量を増 加させるお それのある 行為に係る 土地	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設を伴うもの)					0.5	
	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水 施設を伴うものに限る。)					0.8	
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められ た土地					0.5	
小 計							
上記に掲げ る土地以外 の土地	山 地					0.3	
	人工的に造成された植生に覆われた法面					0.4	
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機 械を用いていない土地	0.1100		-0.1100		0.2	
小 計	0.1100		-0.1100				
合 計	0.1290	0.1290			0.1100		

(-) の欄は記載不要 (単位 : ha)

④欄の合計 0.1100 ha ←
0.1ha (1,000㎡) 以上の場合、申請の対象

図 3-10 様式-3(行為前後の土地利用集計表)

【作業8】 雨水浸透阻害行為許可事前相談書の作成・提出（様式-7）

【作業7】にて、当該行為が雨水浸透阻害行為許可の対象であることを確認できた場合、「特定都市河川浸水被害対策法_雨水浸透阻害行為_許可申請様式.xlsm」の様式-7「雨水浸透阻害行為許可事前相談書」を様式右側の記入例を参考にして作成し、青森県に提出のうえ、事前相談を行う。

※来庁時の担当者不在を避けるため、事前に雨水浸透阻害行為の許可申請担当部局に連絡したうえで来庁すること。

No.
雨水浸透阻害行為許可事前相談書

事前相談日時	年 月 日 () : ~ :
事業区域に含まれる地域の名称	
事業区域の面積	m ² (ha)
予定する事業の計画の内容	
事業主又は建築主等の住所・氏名	住 所
	氏 名
代理人等の住所・氏名・連絡先	住 所
	氏 名
	連絡先 () 担当者名

(注) 事前相談には、次の図書を添付してください。(各図書の作成要領は、裏面を参照して下さい)

- 1 行為区域位置図(図面-1)
- 2 行為区域図(図面-2)
- 3 現況平面図(行為前)(図面-3)
- 4 現況土地利用求積図(行為前)(図面-4)
- 5 土地利用計画図(行為後)(図面-5)
- 6 土地利用計画求積図(行為後)(図面-6)
- 7 現況土地利用区分面積集計表(行為前)(様式-1)
- 8 計画土地利用区分面積集計表(行為後)(様式-2)
- 9 行為前後の土地利用集計表(様式-3)
- 10 土地の登記事項を示す書類(全部事項証明書の写し)(資料-1)
- 11 公図の写し(資料-2)
- 12 事業概要書、事業概要図(資料-4)
- 13 現況写真(写真撮影位置を添付)(資料-5)
- 14 その他必要な資料(委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し)(資料-6)
- 15 工程表(資料-7)

この事前相談は、雨水浸透阻害行為許可の申請の要否についてのみ審査するもので、他法令等に基づく審査を行うものではありません。

※処理欄

事前相談担当者名 _____
雨水浸透阻害行為面積 m²
雨水浸透阻害行為許可申請 (要 ・ 不要)
許可申請不要の理由

備 考

結果の連絡 年 月 日 済 (<input type="checkbox"/>TEL <input type="checkbox"/>来庁)
連絡した相手名

※印欄は記入しない

図 3-11 様式-7(雨水浸透阻害行為許可事前相談書)

雨水浸透阻害行為許可事前相談書		No. _____
事前相談日時	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) XX:XX~	
事業区域に含まれる地域の名称	〇〇町〇〇町〇〇1-1他	
事業区域の面積	1,290㎡ (0.1290ha)	
予定する事業の計画の内容	宅地造成及び分譲住宅建設	
事業主又は建築主等の住所・氏名	住所	〇〇〇〇住宅建設株式会社
	氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
代理人等の住所・氏名・連絡先	住所	〇〇市〇〇町1-1-1
	氏名	〇〇〇設計事務所株式会社
	連絡先	XXX (XXX) XXXX 担当者名 〇〇

(注) 事前相談には、次の図書を添付してください。(各図書の作成要領は、裏面を参照して下さい)

- 1 行為区域位置図 (図面-1)
- 2 行為区域図 (図面-2)
- 3 現況平面図 (行為前) (図面-3)
- 4 現況土地利用求積図 (行為前) (図面-4)
- 5 土地利用計画図 (行為後) (図面-5)
- 6 土地利用計画求積図 (行為後) (図面-6)
- 7 現況土地利用区分面積集計表 (行為前) (様式-1)
- 8 計画土地利用区分面積集計表 (行為後) (様式-2)
- 9 行為前後の土地利用集計表 (様式-3)
- 10 土地の登記事項を示す書類 (全部事項証明書の写し) (資料-1)
- 11 公図の写し (資料-2)
- 12 事業概要書、事業概要図 (資料-4)
- 13 現況写真 (写真撮影位置を添付) (資料-5)
- 14 その他必要な資料 (委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し) (資料-6)
- 15 工程表 (資料-7)

この事前相談は、雨水浸透阻害行為許可の申請の要否についてのみ審査するもので、他法令等に基づく審査を行うものではありません。

※処理欄

事前相談担当者名 _____

雨水浸透阻害行為面積	㎡	
雨水浸透阻害行為許可申請	(要 ・ 不要)	
許可申請不要の理由		

備考		

結果の連絡	年 月 日 済	(□TEL □来庁)
連絡した相手名		

※印欄は記入しない

図 3-12 様式-7(雨水浸透阻害行為許可事前相談書)(記入例)

ステップ4 事前相談内容に基づく雨水浸透阻害行為の許可申請の要否の判断

申請者による事前相談の内容を踏まえて、青森県は雨水浸透阻害行為の許可申請の要否を判断する。事前相談に向けた作業・手続き手順フローのうち、赤枠の箇所が**ステップ4**に該当する。

ここで、雨水浸透阻害行為の面積が0.1ha(1,000m²)未満であった場合、雨水浸透阻害行為の許可申請は不要となる。なお、実施予定の行為が雨水浸透阻害行為に該当しない場合であっても、当該行為において雨水の貯留浸透の努力を行うこと。

また、雨水浸透阻害行為の面積が0.1ha(1,000m²)以上であった場合においては、雨水浸透阻害行為の許可を申請する必要があるため、**ステップ5**の許可申請に向けた必要書類の作成に進む。

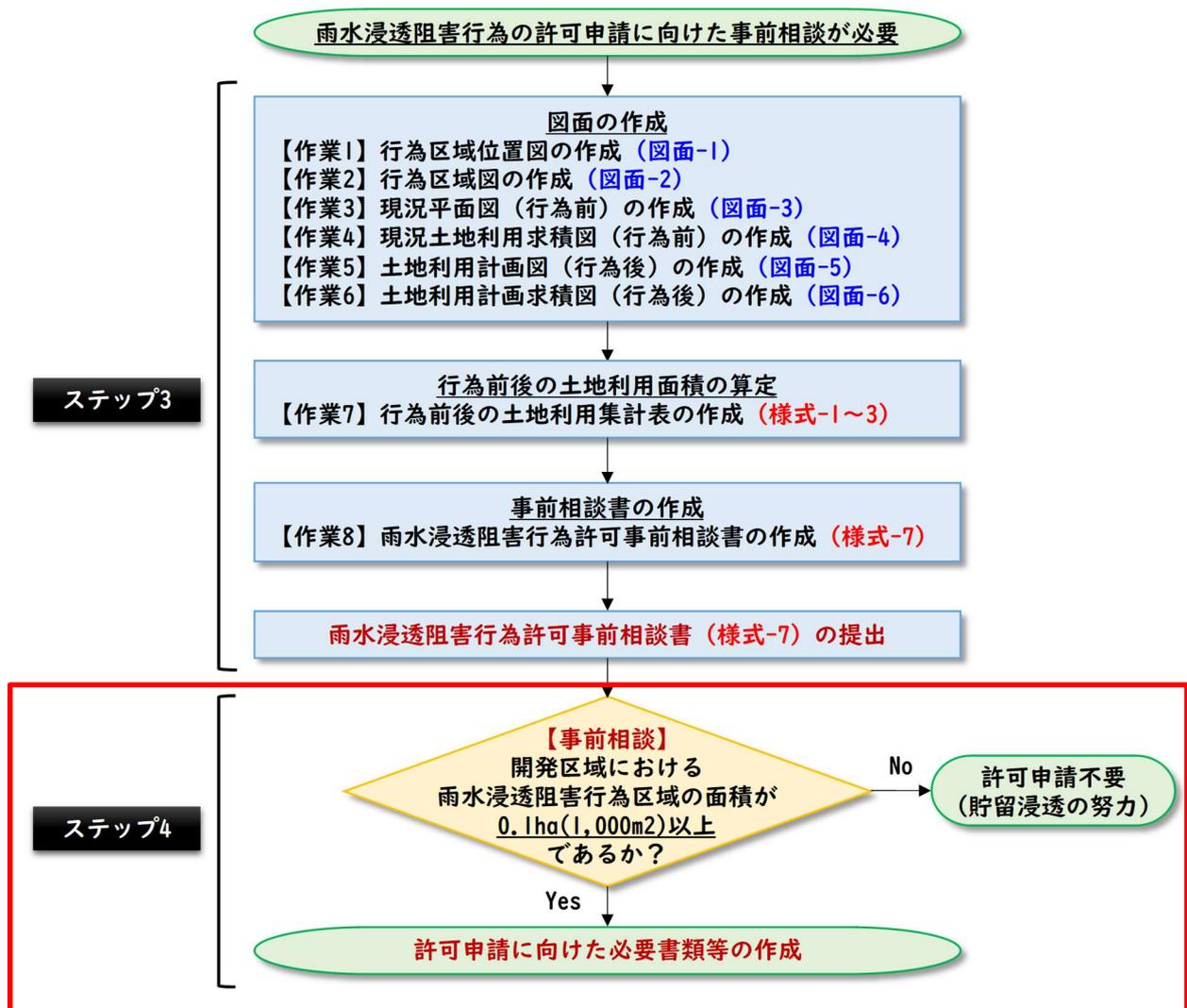


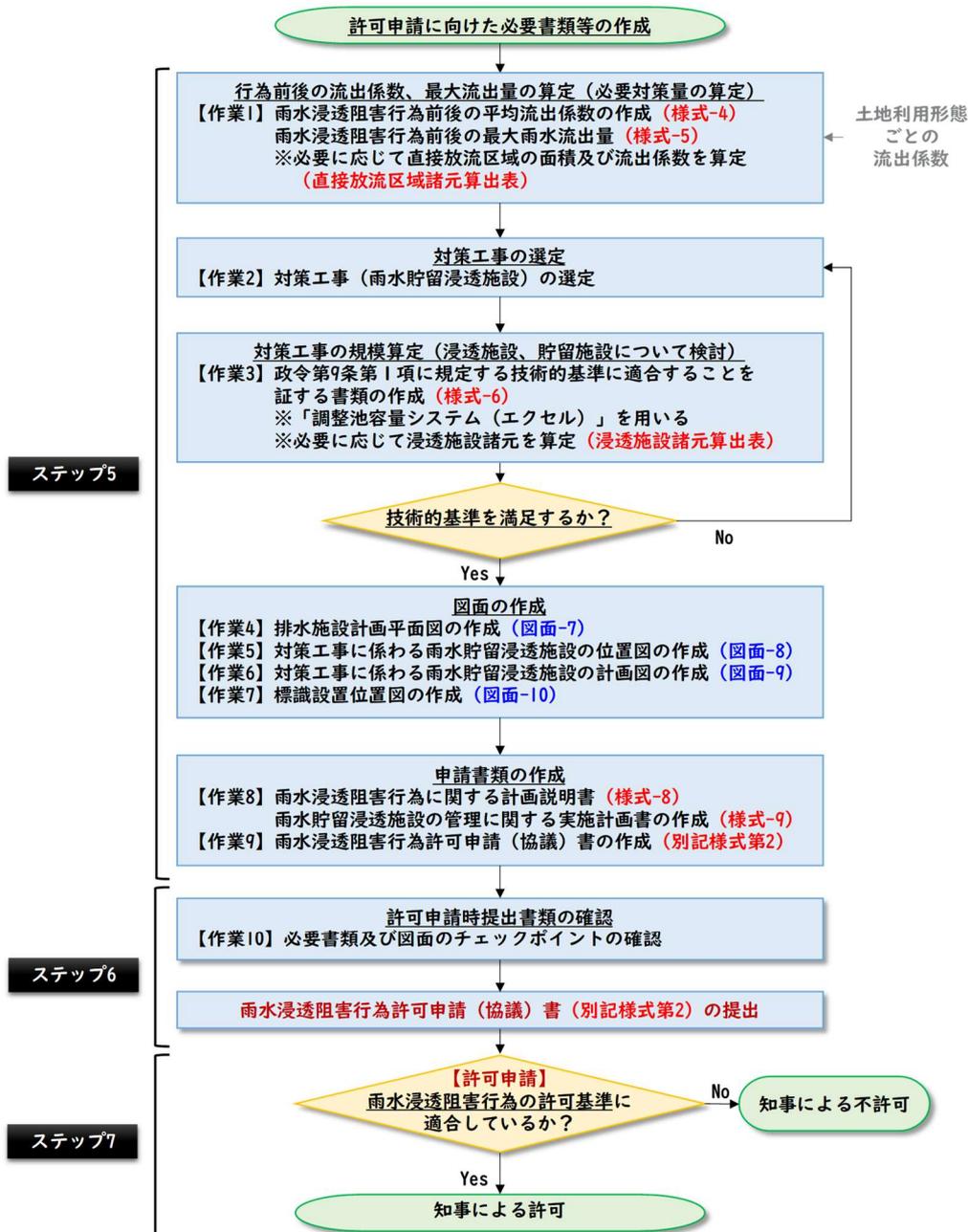
図 4-1 ステップ4 判断フロー

◆◆許可申請に向けた作業・手続き手順◆◆

ステップ4で【許可申請が必要】と判断された場合、許可申請に向けて必要書類等を作成、提出し、雨水浸透阻害行為の対策工事が技術基準に適合しているかを確認する必要がある。

ステップ5では、許可申請に向けた必要書類等を作成する。この時、事前相談時に作成した書類も活用することができる。**ステップ6**では作成した書類についてチェックリストを用いて確認、提出し、**ステップ7**では、実施予定の雨水浸透阻害行為の対策工事が技術基準に適合しているかを確認するとともに、青森県知事による許可・不許可の通知を行う。

ステップ7で、青森県知事により雨水浸透阻害行為の許可が通知された場合、**ステップ8**以降の工事に関する手続きフローに進む。



また、青森県知事から許可を受けた内容等について、変更や雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為、施設管理者等の変更を行う場合には、必要に応じて**その他1～3**に示す手続きを行う必要がある。

その他1 雨水浸透阻害行為の許可を受けた内容の変更

- ・雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（様式-12）
- ・雨水浸透阻害行為変更届出書（様式-13）

その他2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可

- ・雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可（別記様式第6）
- ※通常の管理行為・軽易な行為・その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のための応急措置の許可申請は不要

その他3 雨水浸透阻害行為の対策施設の管理者を変更する場合の届出

- ・施設管理者等変更届出書（様式-14）

ステップ5 雨水浸透阻害行為の許可申請に向けた必要書類等の作成

1. ステップ5における作業フロー及びその概要

ステップ5では、雨水浸透阻害行為許可申請に向けた必要書類の作成方法を示す。

許可申請に向けた作業・手続き手順のうち、赤枠の箇所がステップ5に該当する。

ここでは、まず、事前相談時に作成した必要書類等を活用しながら、行為前後の流出係数及び最大雨水流出量（必要貯留量）を算定する。この結果をもとに雨水浸透阻害行為の対策工事を選定し、対策工事の規模を算定する。

対策工事の規模の算定結果が政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを、国土交通省の調整池容量システム（エクセル）を活用して確認し、技術基準への適合が確認できれば、許可申請に必要な書類や図面等を作成する。

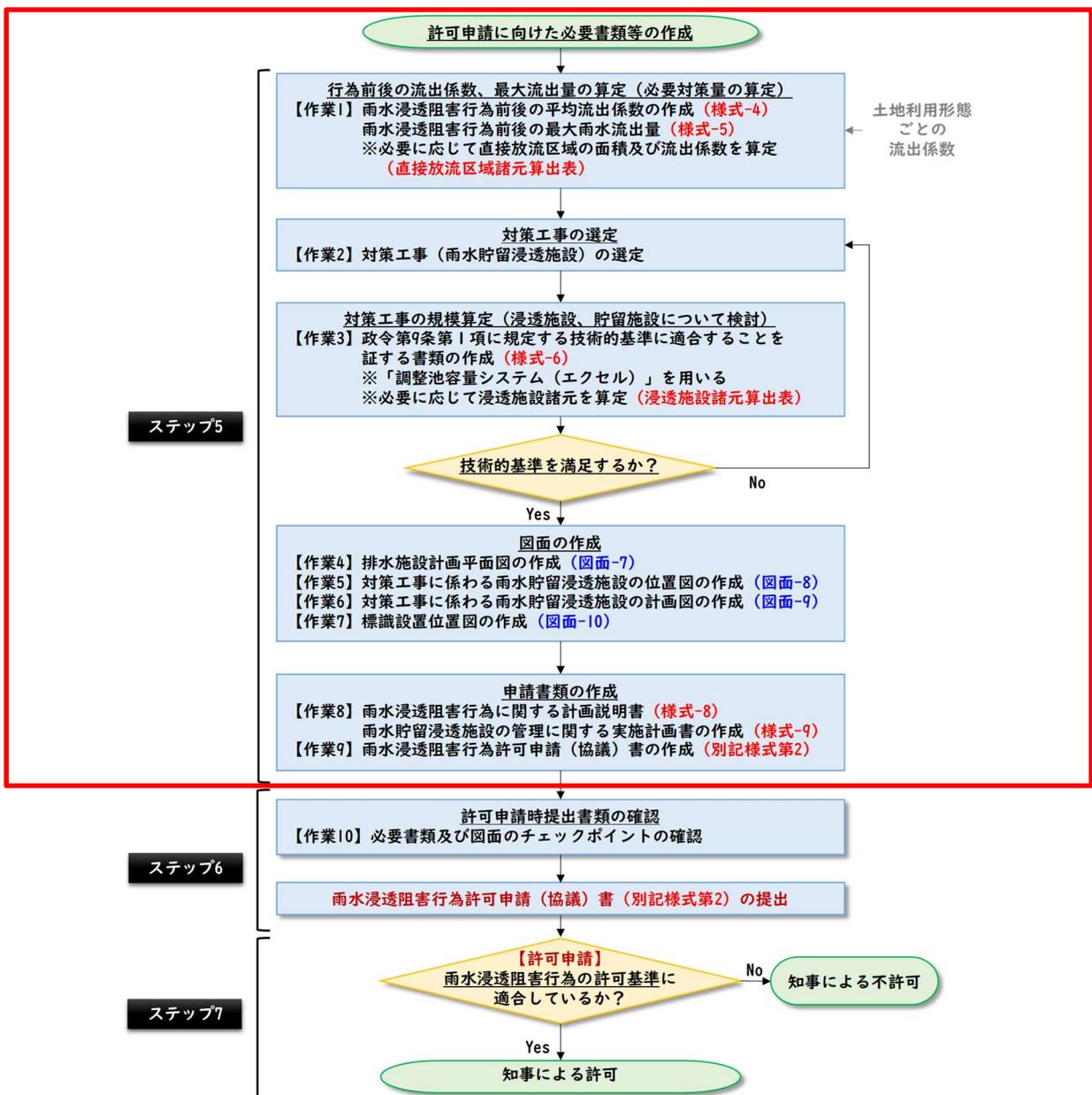


図 5-1 ステップ5 作業・手続きフロー

2. ステップ5で作成する必要書類等

雨水浸透阻害行為許可申請時の必要書類及び図面等は以下の通りである。

なお、事前相談時に作成した書類等については、許可申請時にも活用することが可能である雨、**ステップ5**では、様式-4~6、8、9及び図面-7~10の作成手順を示す。

【必要書類等一覧】 ※事前相談時に作成したものは許可申請時に提出可能

■書類関係

- ① 現況土地利用区分面積集計表（行為前）：（様式-1）
- ② 計画土地利用区分面積集計表（行為後）：（様式-2）
- ③ 行為前後の土地利用集計表：（様式-3）
- ④ 雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数：（様式-4）
- ⑤ 雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量：（様式-5）
- ⑥ 政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類：（様式-6）
- ⑦ 雨水浸透阻害行為に関する計画説明書：（様式-8）
- ⑧ 雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書：（様式-9）
- ⑨ 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書：（別記様式第2）

■図面関係

- ① 行為区域位置図（1/50,000以上）：図面-1
- ② 行為区域図（1/2,500以上）：図面-2
- ③ 現況平面図（行為前）（1/2,500以上）：図面-3
- ④ 現況土地利用求積図（行為前）（1/2,500以上）：図面-4
- ⑤ 土地利用計画図（行為後）（1/2,500以上）：図面-5
- ⑥ 土地利用計画求積図（行為後）（1/2,500以上）：図面-6
- ⑦ 排水施設計画平面図（1/2,500以上）：図面-7
- ⑧ 対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図（1/2,500以上）：図面-8
- ⑨ 対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図（1/2,500以上）：図面-9
 - ・雨水貯留浸透施設の形状（1/2,500以上）
 - ・雨水貯留浸透施設構造の詳細図（1/500以上）
- ⑩ 標識設置位置図（1/2,500以上）：図面-10

■その他書類関係

- ① 土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）：資料-1
- ② 公図の写し：資料-2
- ③ 開発許可等に伴う対策量算定結果：資料-3
- ④ 事業概要書、事業概要図：資料-4
- ⑤ 現況写真（写真撮影位置を添付）：資料-5
- ⑥ その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）：資料-6
- ⑦ 工程表：資料-7

3. ステップ5における作業手順

ここからは、**ステップ5**における具体的な作業について、その内容を示す。

【作業1】雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数、最大流出量の算出（様式-4、5）

ステップ3で使用した「特定都市河川浸水被害対策法_雨水浸透阻害行為_許可申請様式.xlsx」を引き続き使用して、様式-4「雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数」、様式-5「雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量」を作成する。

その際、本 Excel の「使用方法」シートを併せて確認しながら、作成を進める。

- 1) 様式-4「雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数」の雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数は様式 1～3（雨水浸透阻害行為面積の確認）の内容に基づき自動で算出される。行為区域位置の住所のみ入力する。
- 2) 様式-5「雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量」の各項目は様式-4 の内容に基づき自動算出される。
- 3) なお、直接放流区域（雨水貯留施設に流入しない区域）がある場合は、直接放流区域からの流出量を考慮する必要があるため、同 Excel の「直接放流区域諸元算定表」に直接放流区域の面積を入力し、直接放流区域を考慮した最大雨水流出量を取得すること。

※「直接放流区域諸元算定表」の記入により、直接放流区域を考慮した最大雨水流出量も自動算出される。

雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数

行為区域位置 住所：〇〇町〇〇町

行為面積 0.1100 ha

行為前後の土地利用区分

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)	
宅地等に該当する土地	第1号 関連	宅地	0.90	0.0190	0.1120
		池沼	1.00		
		水路	1.00		
		ため池	1.00		
		道路(法面を有しないもの)	0.90		0.0170
		道路(法面を有するもの)			
		鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90		
		鉄道線路(法面を有するもの)			
		飛行場(法面を有しないもの)	0.90		
		飛行場(法面を有するもの)			
	太陽光パネル	0.90			
宅地等以外の土地	第2号 関連	不浸透性材料により舗装された土地 (法面を除く)	0.95		
		不浸透性材料により覆われた法面	1.00		
	第3号 関連	ゴルフ場(雨水を排除するための排水 施設を伴うものに限る)	0.50		
		運動場その他これに類する施設(雨水 を排除するための排水施設を伴うもの に限る)	0.80		
		ローラーその他これに類する建設機械 を用いて締め固められた土地	0.50		
	上記第1 号から 第3号に 掲げる 土地以外 の土地	山地	0.30		
		人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40		
	林地、耕地、原野その他ローラーその 他これに類する建設機械を用いて締め 固められていない土地	0.20	0.1100		
その 他					
面積計			0.1290	0.1290	
平均流出係数			0.303	0.900	

※ 様式-1,2、図面-3,4,5,6参照

図 5-2 様式-4(雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数)

雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q: 流量 (m^3/s)

f: 流出係数 (様式-4より)

r: 最大降雨強度(10分間) (mm/h) (馬淵川流域基準降雨より)

A: 集水面積 (ha) (様式-4より)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.303 \times 116.2 \times 0.1290 = 0.01262 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.900 \times 116.2 \times 0.1290 = 0.03747 \text{ m}^3/\text{s}$$

③ 必要対策量 (= ② - ①)

$$0.03747 \text{ m}^3/\text{s} - 0.01262 \text{ m}^3/\text{s} = 0.02485 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.02485 m^3/s 分をカットする対策が必要。

④ 許容放流量 (= ①)

$$0.01262 \text{ m}^3/\text{s}$$

図 5-3 様式-5(雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量) 直接放流区域なし

雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

雨水浸透阻害行為の範囲内に雨水貯留施設に流入しない区域(直接放流区域)がある場合

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q: 流量 (m^3/s)

f: 流出係数 (様式-4および直接放流区域諸元算定表より)

r: 最大降雨強度(10分間) (mm/h) (馬淵川流域基準降雨より)

A: 集水面積 (ha) (様式-4および直接放流区域諸元算定表より)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.303 \times 116.2 \times 0.1290 = 0.01262 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の直接放流区域からの最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.000 \times 116.2 \times 0.0000 = 0 \text{ m}^3/\text{s}$$

③ 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.900 \times 116.2 \times 0.1290 = 0.03747 \text{ m}^3/\text{s}$$

④ 必要対策量 (= ③ - ① + ②)

$$0.03747 \text{ m}^3/\text{s} - 0.01262 \text{ m}^3/\text{s} + 0 \text{ m}^3/\text{s} = 0.02485 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.02485 m^3/s 分をカットする対策が必要。

⑤ 許容放流量 (= ① - ②)

$$0.01262 \text{ m}^3/\text{s} - 0.00000 \text{ m}^3/\text{s} = 0.01262 \text{ m}^3/\text{s}$$

図 5-4 様式-5(雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量) 直接放流区域あり

直接放流区域諸元算出表

雨水浸透阻害行為の範囲内に雨水貯留施設に流入しない区域(直接放流区域)がある場合の計算用入力値を算出します。直接放流区域の面積を入力してください。

土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)		行為後面積 (ha)		計算用(流入域)	
		全体	直接放流	全体	直接放流	行為前	行為後
宅地	0.90	0.0190	0.0000	0.1120	0.0000	0.0190	0.1120
池沼	1.00	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
水路	1.00	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
ため池	1.00	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
道路(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000	0.0170	0.0000	0.0000	0.0170
道路(法面を有するもの)		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
鉄道線路(法面を有するもの)		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
飛行場(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
飛行場(法面を有するもの)		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
太陽光パネル	0.90	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
不透水性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
不透水性材料により覆われた法面	1.00	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
山地	0.30	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	0.1100	0.0000	0.0000	0.0000	0.1100	0.0000
	合計面積	0.1290	0.0000	0.1290	0.0000	0.1290	0.1290
	流出係数	0.303	0.000	0.900	0.000		

全体面積	A	0.1290	ha	平均流出係数(行為前)	f全前	0.303
うち直接放流面積	a	0.0000	ha	平均流出係数(行為前)	f直前	0.000
				平均流出係数(行為後)	f全後	0.900
				平均流出係数(行為後)	f直後	0.000

図 5-5 直接放流区域諸元算出表

【作業2】対策工事（雨水貯留浸透施設）の選定

「雨水浸透阻害行為のための許可申請手引き【雨水貯留浸透施設の技術基準編】」に従い、対策工事（雨水貯留浸透施設）を選定する。

【作業3】政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類（様式-6）の作成

外部サイト「調整池容量計算システム」を使用し、「特定都市河川浸水被害対策法_雨水浸透
阻害行為_許可申請様式.xlsx」（ステップ3、5で使用したファイルを引き続き使用）の様式-
6「政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類」を作成する。

その際、本Excelの「様式6作成要領」シート及び「使用方法」シートを併せて確認しながら、作成を進める。

- 1) 「特定都市河川浸水被害対策法_雨水浸透阻害行為_許可申請様式.xlsx」の「様式6作成要領（次頁）」の内容に従い、外部サイト「調整池容量計算システム」を使用して雨水浸透貯留施設の能力を算出し、必要対策量を上回っているか確認する。

※なお、システムは不定期に更新されることがあるので、最新のものを利用する。

- 2) 「調整池容量計算システム」上の浸透施設能力の算出に当たっては、「特定都市河川浸水被害対策法_雨水浸透阻害行為_許可申請様式.xlsx」の「浸透施設諸元算出表」を活用する。
- 3) 「調整池容量計算システム」で出力された「許可申請図書(Excel)」から、流出抑制施設の諸元および調節計算結果を様式-6に記入する。

(様式-6作成要領)

様式-6では、雨水貯留浸透施設の対策規模を設定し、行為後のピーク流量が行為前の流出雨水量の最大値を超えないか確認することを目的としています。

「調整池容量システム(エクセル)」を用いて様式-6を作成します。
「ユーザーマニュアル」を参考にしながら、以下のシートを作成してください。
(「調整池容量システム(エクセル)」、「ユーザーマニュアル」は、ポータルサイト『調整池容量計算システムについて』から保存可能です。)

～「調整池容量システム(エクセル)」使用方法～

1. **流出係数算出**⇒直接放流区域がない場合、様式-4を参照して記入してください。
直接放流区域がある場合、直接放流区域諸元算定表の「計算用(流入域)」を参照してください。
2. **降雨強度**⇒右の表【中村川流域降雨強度】の値を貼り付けてください。
3. **Q1流出計算(Q-Iグラフ)**⇒「計算実行」ボタンを押下してください。
(直接放流区域がない場合、様式-5に対応した値になります。行為前後の流出量を確認してください。)
4. **浸透施設能力**⇒設置する浸透施設の比浸透量、飽和透水係数、設置数量、影響係数、体積、空隙率を
(各浸透施設諸元の算出には次ページの「浸透施設諸元算出表」を使用し、算出された諸元(青・緑ハッチング項目)
5. **Q2流出計算(QT-Sグラフ)**⇒流出計算条件を選択し、「計算実行/再設定」ボタンを押下してください。
6. **Q4-①調整計算(自然調節方式)**⇒調整池を設置する場合は諸元を入力し、「計算実行」ボタンを押してください。
7. 計算結果の総合評価がO.Kとなっているか確認します。(N.Gの場合はO.Kになるまで、繰り返し諸元を調整します。
・なお、直接放流区域がある場合は、最大放流量が様式-5で算出した許容放流量以下になるようにしてください。
(総合評価がO.Kとなっても、様式-5で算出した許容放流量以下になるように諸元を調整してください。)
8. 上記7まで完了したら、「【様式】許可申請図書」の保存場所を入力し、「許可申請図書の作成」ボタンを押下して計算結果を出力します。
(「【様式】許可申請図書」は『調整池容量計算システムについて』→『許可申請図書様式集』から保存可能です。)
9. 出力された許可申請図書(エクセル)から、流出抑制施設の諸元および調節計算結果を様式-6に入力します。
(※様式-6は正方形ます、浸透トレンチおよび調整池を併用した場合は赤字で例示しております。)

図 5-6 様式-6 作成要領シート(説明)(調整池容量計算システム Ver2.0)

【中村川流域降雨強度】

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	2.0	6	0-10	3.3	12	0-10	56.3	18	0-10	3.2
	10-20	2.0		10-20	3.3		10-20	30.2		10-20	3.1
	20-30	2.0		20-30	3.4		20-30	21.5		20-30	3.0
	30-40	2.0		30-40	3.5		30-40	17.0		30-40	3.0
	40-50	2.0		40-50	3.5		40-50	14.3		40-50	2.9
	50-60	2.1		50-60	3.6		50-60	12.4		50-60	2.9
1	0-10	2.1	7	0-10	3.7	13	0-10	11.0	19	0-10	2.8
	10-20	2.1		10-20	3.8		10-20	9.9		10-20	2.8
	20-30	2.1		20-30	3.9		20-30	9.0		20-30	2.7
	30-40	2.2		30-40	4.0		30-40	8.3		30-40	2.7
	40-50	2.2		40-50	4.1		40-50	7.8		40-50	2.7
	50-60	2.2		50-60	4.3		50-60	7.3		50-60	2.6
2	0-10	2.2	8	0-10	4.4	14	0-10	6.8	20	0-10	2.6
	10-20	2.3		10-20	4.5		10-20	6.5		10-20	2.5
	20-30	2.3		20-30	4.7		20-30	6.1		20-30	2.5
	30-40	2.3		30-40	4.9		30-40	5.9		30-40	2.5
	40-50	2.4		40-50	5.0		40-50	5.6		40-50	2.4
	50-60	2.4		50-60	5.3		50-60	5.4		50-60	2.4
3	0-10	2.4	9	0-10	5.5	15	0-10	5.1	21	0-10	2.4
	10-20	2.4		10-20	5.7		10-20	5.0		10-20	2.3
	20-30	2.5		20-30	6.0		20-30	4.8		20-30	2.3
	30-40	2.5		30-40	6.3		30-40	4.6		30-40	2.3
	40-50	2.6		40-50	6.6		40-50	4.5		40-50	2.3
	50-60	2.6		50-60	7.0		50-60	4.3		50-60	2.2
4	0-10	2.6	10	0-10	7.5	16	0-10	4.2	22	0-10	2.2
	10-20	2.7		10-20	8.0		10-20	4.1		10-20	2.2
	20-30	2.7		20-30	8.7		20-30	4.0		20-30	2.1
	30-40	2.8		30-40	9.4		30-40	3.9		30-40	2.1
	40-50	2.8		40-50	10.4		40-50	3.8		40-50	2.1
	50-60	2.9		50-60	11.6		50-60	3.7		50-60	2.1
5	0-10	2.9	11	0-10	13.2	17	0-10	3.6	23	0-10	2.1
	10-20	3.0		10-20	15.5		10-20	3.5		10-20	2.0
	20-30	3.0		20-30	19.0		20-30	3.4		20-30	2.0
	30-40	3.1		30-40	25.0		30-40	3.4		30-40	2.0
	40-50	3.1		40-50	38.8		40-50	3.3		40-50	2.0
	50-60	3.2		50-60	128.6		50-60	3.2		50-60	2.0

図 5-7 様式-6 作成要領シート(降雨強度)(調整池容量計算システム Ver2.0)

浸透施設諸元算出表

使用する浸透施設の諸元をオレンジ色ハッチング箇所に入力してください。
必要な諸元(青・緑ハッチング項目)が自動算出されます。

例として、下図の正方形ますおよび浸透トレンチを使用した場合の数値を赤字で示しています。



正方形ます W750×W750×H750 12個
塩ビ管ますφ300×H600
浸透トレンチ H750×W750
トレンチ長 11.7×6=70.2m
塩ビ管φ200ダブル

施設	円筒ます	正方形ます	矩形ます	浸透トレンチ・浸透側溝	透水性舗装・透水性平板	
浸透面	側面および底面	側面および底面	側面および底面	側面および底面	底面	
模式図						
施設規模の適応範囲	$H \leq 1.5m, 0.2 \leq D \leq 10m$	$H \leq 1.5m, W \leq 80m$	$H \leq 1.5m, L \leq 200m, W \leq 4m$	$H \leq 1.5m, W \leq 1.5m$	$H \leq 1.5m$	
設計水頭H(m)		0.75		0.75		
施設直径D(m)、施設幅W(m)		0.75		0.75		
施設延長L(m)						
係数	a		1.075		3.093	0.014
	b		6.69775		1.682	1.287
	c		1.8605			
比浸透量(m ²)		7.4885		4.00175		
飽和透水係数(m/hr)	0.036	0.036	0.036	0.036	0.0036	
設置数量(個)、(m)、(m ²)		12		70.2		
影響係数(1)	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
影響係数(2)	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	
管の外径(m)	0.318	0.318		0.216		
管の内径(m)	0.3	0.3		0.2		
管の高さ(m)	0.8	0.6				
トレンチの段数				2		
空隙部の体積(m ³)	-0.063538083	0.374221438	0	0.489212927	0	
空隙率(%)		35		35		
管内の体積(m ³)	0.056548668	0.042411501	0	0.062831853		
空隙率(%)	100	100	100	100	100	

下表の材料別の空隙率を参照し、該当する材料の設計値を入力してください
空隙貯留量の条件設定【その他】に入力してください

●材料別の空隙率

材料	設計値	文献による参考値
単粒度砕石(3・4・5号)	35%	30~40% ^{※1}
クラッシャーラン	12%	骨材間隙率6~18% ^{※2}
粒度調整砕石	9%	骨材間隙率3~15% ^{※2}
透水性アスファルト混合物	15%	10~20%以上 ^{※3}
透水性瀝青安定処理路盤		
透水性コンクリート	20%	連続空隙率20% ^{※4}
プラスチック製貯留材	使用する製品のカタログ値を採用	60~95% ^{※4} 空隙率は製品により異なり、また98%の空隙率を有するものもある

※1: 雨水浸透施設技術指針[案]構造・施工・維持管理編 社団法人雨水貯留浸透技術協会

※2: 舗装設計施工指針 社団法人日本道路協会

※3: 雨水流出抑制施設(規定及び解説)住宅・都市整備公団

※4: 技術評価認定書 社団法人雨水貯留浸透技術協会

図 5-9 浸透施設諸元算出表

【作業4】排水施設計画平面図の作成（図面-7）

縮尺 1/2, 500 以上として、排水施設計画平面図を作成する。

排水施設の位置、排水系統、それに伴う集水区域の境界、吐口の位置及び放流先の名称を表示する。

【必ず記載する内容】

- 行為区域の境界、対策工事(施設)の位置を表示する。
- 排水施設の位置や形状を記入する。
- KBM の位置や地盤高、流向を記入する。
- 吐口の位置及び放流先（河川名、幹線名等）を記入する。
- 集水域と直接放流区域の境界を記入する。
- 方位や縮尺を記入する。

【可能な限り記載する内容】

- 排水管の管径、勾配、延長等を記載する。

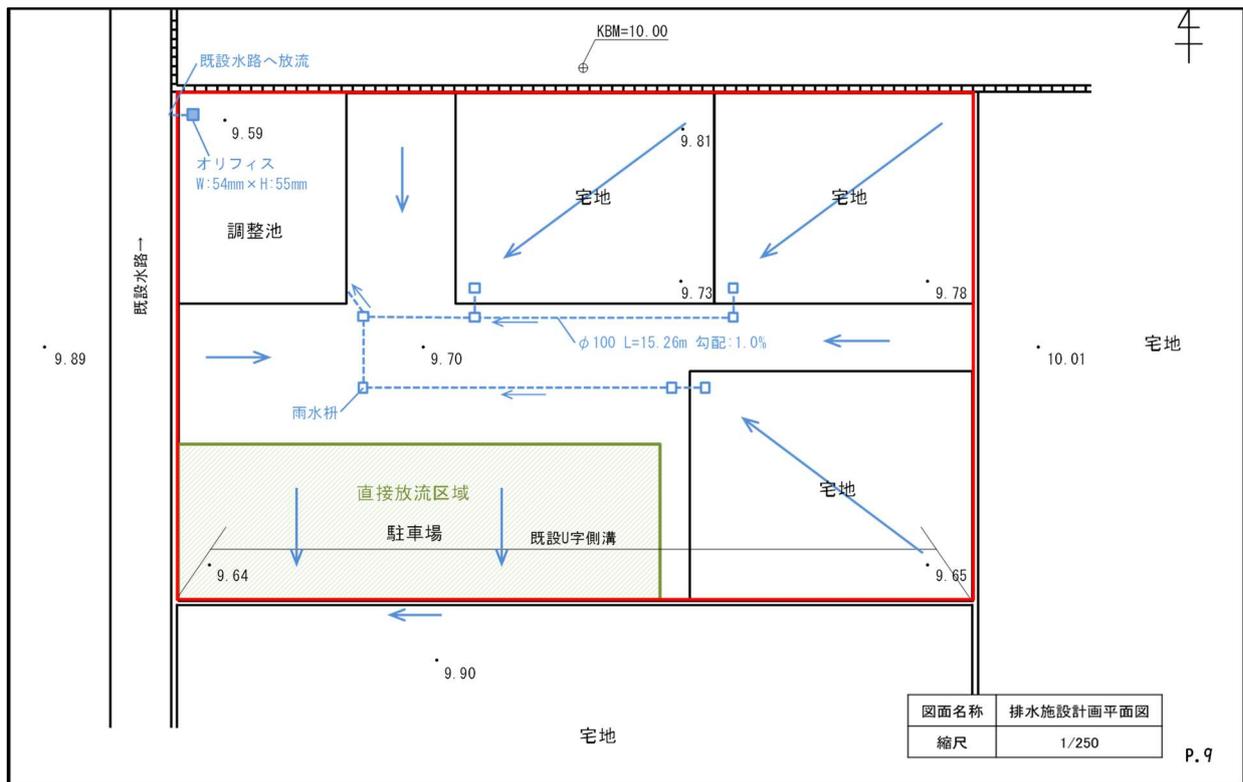


図 5-10 排水施設計画平面図(図面-7)の作成例

【作業5】対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図の作成（図面-8）

縮尺 1/2,500 以上として、対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図を作成する。
 対策工事の計画位置または計画区域および雨水貯留浸透施設の形状を表示する。
 なお、他図面でわかる場合は作成不要である。

【必ず記載する内容】

- 行為区域の境界、対策工事(施設)の位置を表示する。
- 方位や縮尺を記入する。

【可能な限り記載する内容】

- 排水施設の位置を記載する。

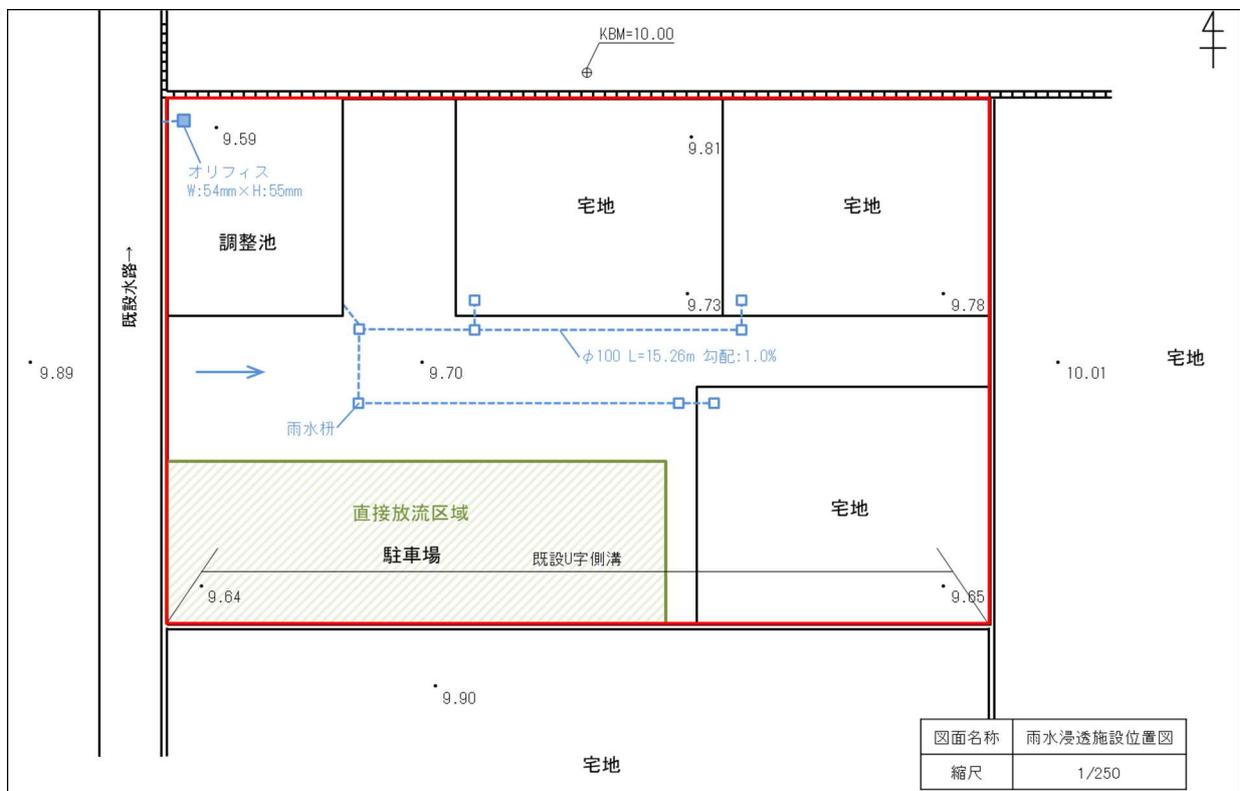


図 5-11 対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図(図面-8)の作成例

【作業6】 対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画図の作成（図面-9）

縮尺 1/2, 500 以上として、対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画図を作成する。
 雨水貯留浸透施設の形状や構造の詳細（平面図、断面図および設置する施設ごとの構造図）を表示する。

なお、プラスチック製品がある場合は、品質証明書を添付する。

【必ず記載する内容】

- 施設の平面図、断面図を表示する。
- 設置する全ての排水施設の構造図（流入口, 貯留浸透施設, 流出口）を表示する。
- 方位や縮尺を記入する。

【留意事項】

- 雨水貯留浸透施設の放流口の敷高が排水先水位の影響をそれぞれ受けないか確認する。
- 雨水貯留浸透施設の流入口の敷高が呑口の地盤高から背水影響が発生しないか確認する。
- ポンプ排水となる場合は、事前に下水管理者等と協議する。

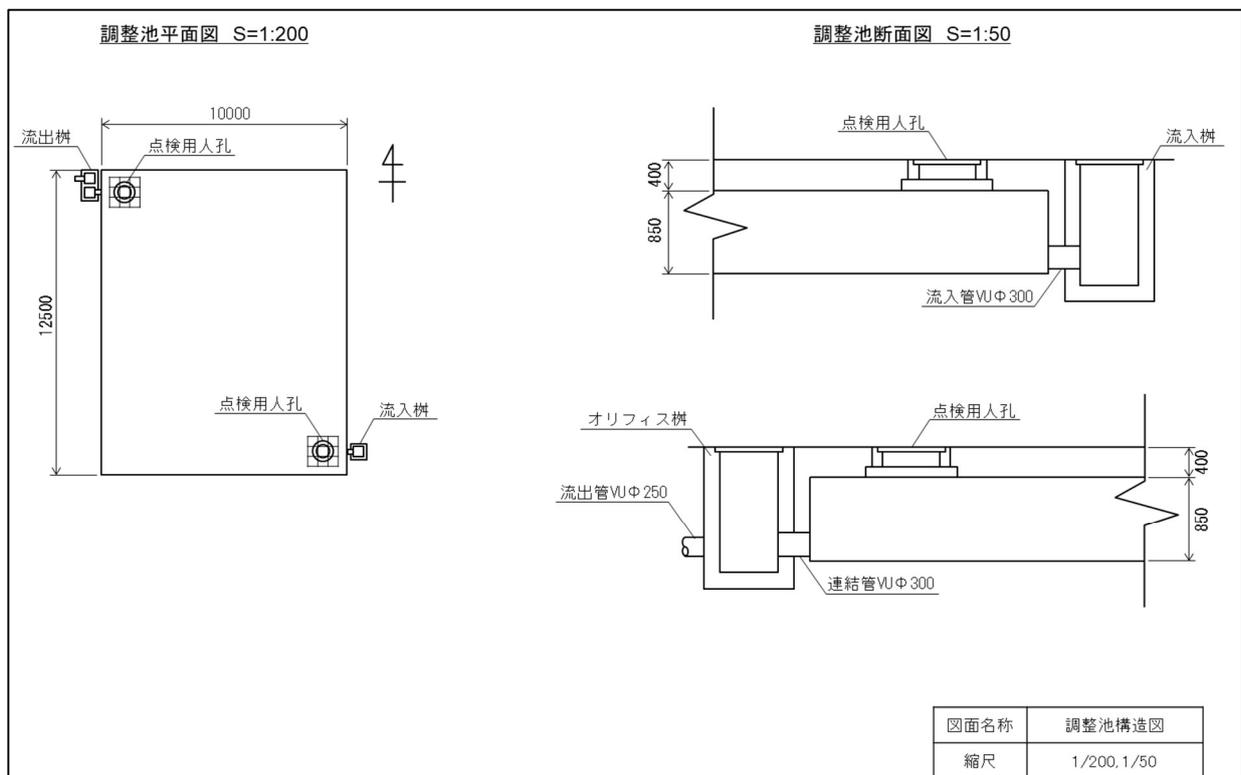


図 5-12 対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画図（図面-9）の作成例（調整池平面図、断面図）

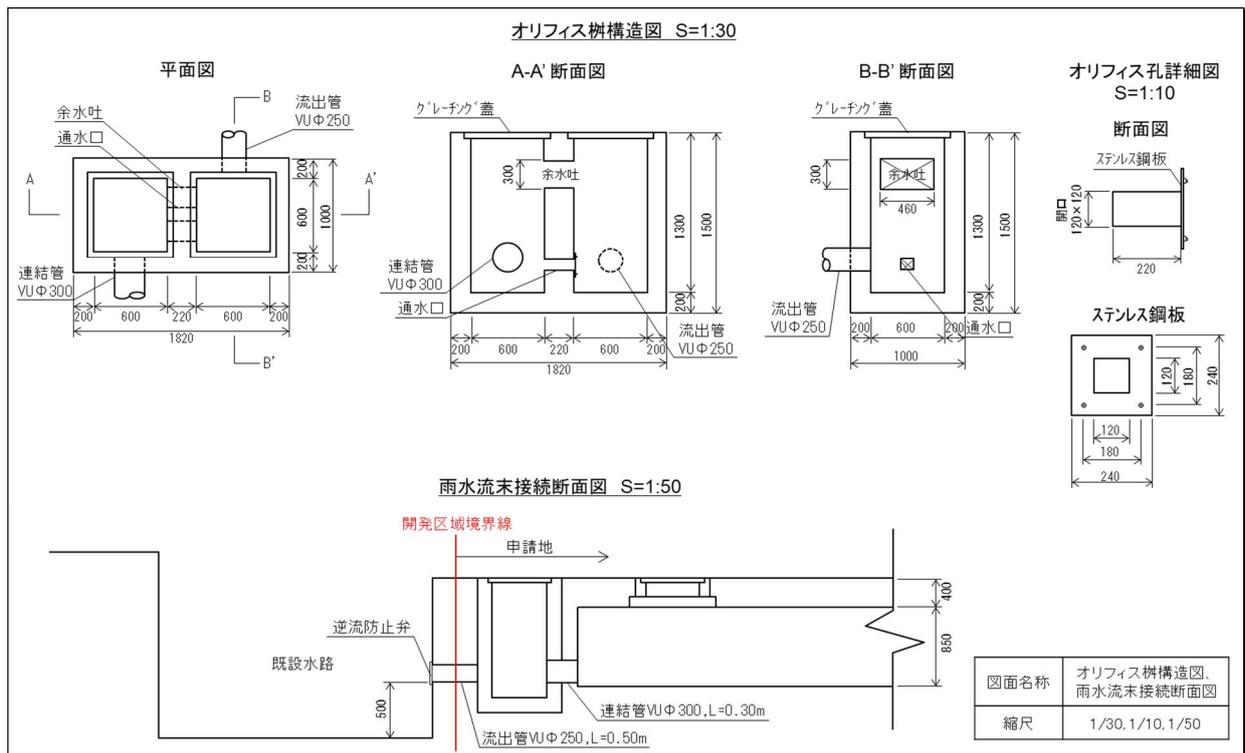
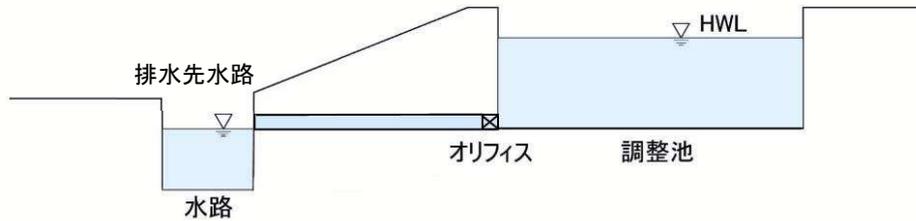


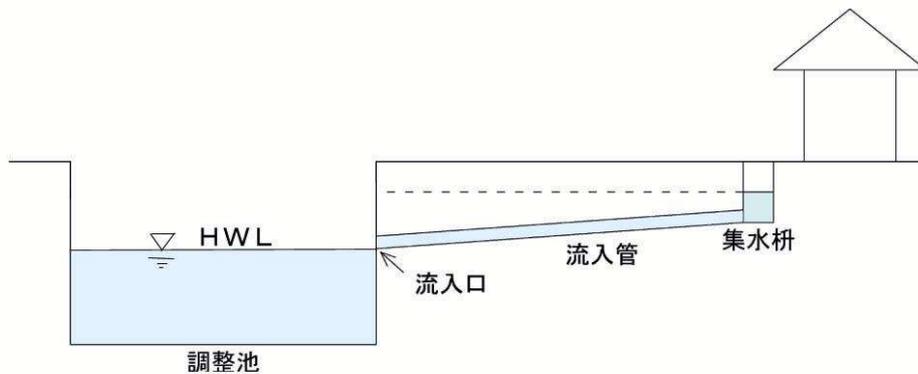
図 5-13 対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図(図面-9)の作成例
(オリフィス柵構造図、雨水流末接続断面図)

■留意事項の例示1（雨水貯留施設の放流口が背水の影響を受けるかどうか確認）

- 調整池の放流口の高さと排水先の水位（HWL）を比較し、互いに影響を受けないことを確認する

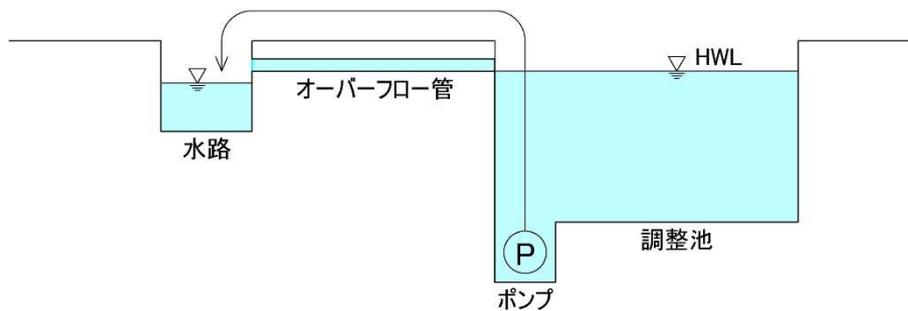


- 調整池の流入口の高さと調整池水位を比較し、流入管が背水の影響を受けないことを確認する



■留意事項の例示2（ポンプ排水となる場合）

- 排水先の水位関係より自然排水かポンプ排水か判定する
- ポンプ排水となる場合は、河川及び下水管理者との調整が必要



【作業7】 標識設置位置図の作成（図面-10）

縮尺 1/2,500 以上として、標識設置位置図を作成する。

雨水貯留浸透施設に係る標識を設置する場合は、その位置を表示する。なお、他図面でわかる場合は作成不要である。

【必ず記載する内容】

- 標識の設置位置を記入する。
- 方位や縮尺を記入する。

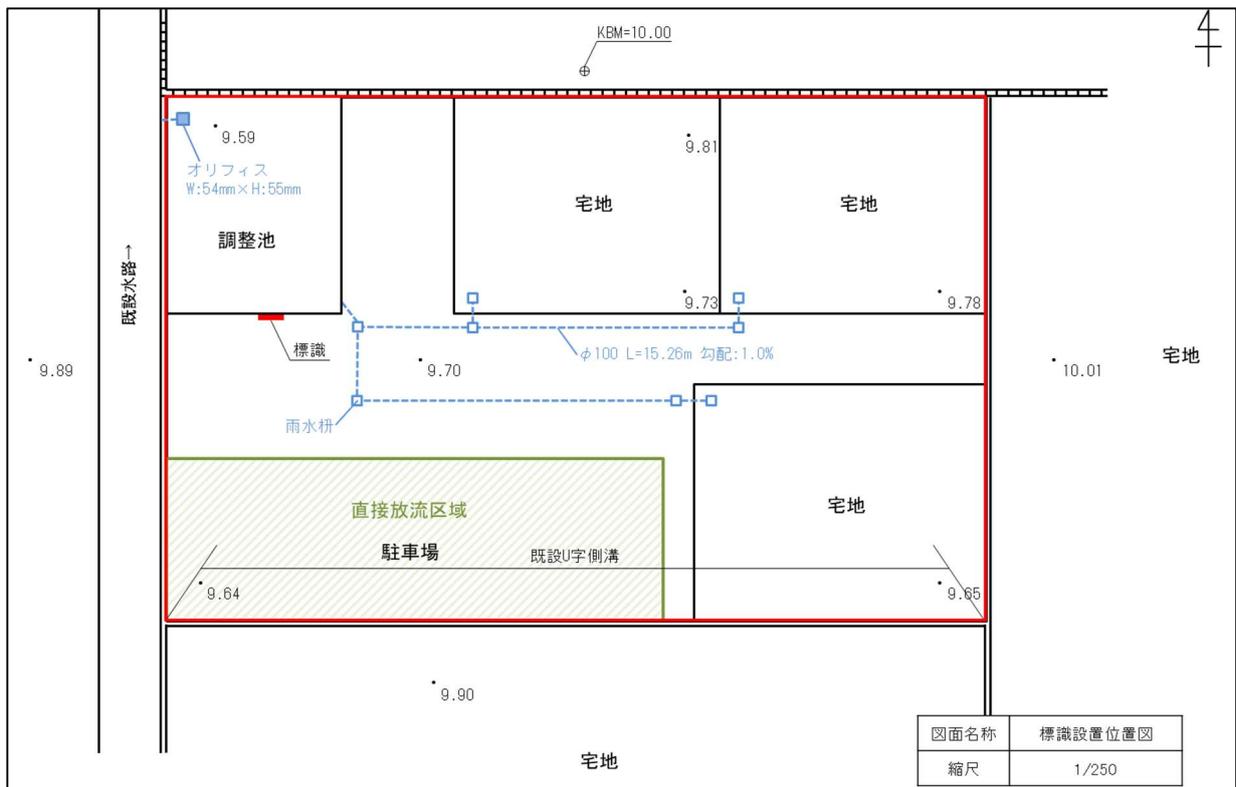


図 5-14 標識設置位置図(図面-10)の作成例

【作業8】 雨水浸透阻害行為に関する計画説明書（様式-8）、雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書（様式-9）の作成

ステップ5までで作成した必要書類及び図面を基に、「特定都市河川浸水被害対策法_雨水浸透阻害行為_許可申請様式.xlsm」の様式-8「雨水浸透阻害行為に関する計画説明書」及び様式-9「雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書」を作成する。

その際、様式右側の記入例と本 Excel の「使用方法」シートを併せて確認しながら、作成を進める。

雨水浸透阻害行為に関する計画説明書

1. 工事の方針

(1) 事業エリアの位置 (行為区域位置図参照)

- 1) 事業区域の所在 :
- 2) 事業面積 : m^2 (ha)
- 3) 雨水浸透阻害行為面積 : m^2 (ha)
- 4) 事業内容 :

(2) 雨水排水計画・排水施設計画 (排水施設計画平面図参照)

- 1) 雨水排水計画

- 2) 排水施設計画 (排水施設計画平面図参照)

2. 行為区域内の土地の現況 (行為前) 及び土地利用計画 (行為後)

(1) 雨水浸透阻害行為の内容 (行為区域区域図参照)

- 1) 土地の現況 (行為前)

- 2) 土地利用計画 (行為後)

3. 対策工事に関わる雨水貯留浸透施設の計画

(1) 行為前後の流出係数

(2) 行為前後の流出雨量

(3) 対策工事としての雨水貯留浸透施設の規模

図 5-15 様式-8 (雨水浸透阻害行為に関する計画説明書)

雨水浸透阻害行為に関する計画説明書

1. 工事の方針

(1) 事業エリアの位置 (行為区域位置図参照)

- 1) 事業区域の所在： ○○市○○町○○1-1他
- 2) 事業面積： 1,290 m² (0.1290ha)
- 3) 雨水浸透阻害行為面積： 1,100 m² (0.1100ha)
- 4) 事業内容： 宅地造成及び分譲住宅、駐車場の建設・整備

(2) 雨水排水計画・排水施設計画 (排水施設計画平面図参照)

- 1) 雨水排水計画
 - ・当該区域内は下水道整備がなされていないため、本事業に併せて下水道管渠整備を実施する。
 - ・下水道整備は○○市との協議で市の下水道事業で実施する。
- 2) 排水施設計画 (排水施設計画平面図参照)
 - ・浸透阻害行為区域内の道路の地下に雨水管渠 (Φ○○) を○○m新設。
 - ・当該地区は○○雨水排水区内であり、当該地区からの雨水排水は○○1号幹線に排水する計画である。
 - ・当該地区からの排水量は下水道管理者との協議で○○m³/sである。

2. 行為区域内の土地の現況 (行為前) 及び土地利用計画 (行為後)

(1) 雨水浸透阻害行為の内容 (行為区域区域図参照)

- 1) 土地の現況 (行為前)
 - ・現況地形図に示すように土地の現況は、宅地190m²、耕地1,100m²の合計1,290m²である。
- 2) 土地利用計画 (行為後)
 - ・土地利用計画図に示すように造成後の土地利用は、宅地1,120m²、道路170m²の合計1,290m²である。

3. 対策工事に関わる雨水貯留浸透施設の計画

(1) 行為前後の流出係数

行為前・後の流出係数は様式-4に示したように平均流出係数は行為前で $f=0.303$ 、行為後で $f=0.900$ となる。

(2) 行為前後の流出雨水量

行為前・後の雨水流出量の最大値は様式-5に示したように行為前で $0.01262\text{m}^3/\text{s}$ 、行為後で $0.03747\text{m}^3/\text{s}$ となる。

※行為後の流出雨水量の最大値 $0.03747\text{m}^3/\text{s}$ を $0.02485\text{m}^3/\text{s}$ をカットして行為前の流出雨水量の最大値 $0.01262\text{m}^3/\text{s}$ まで低減する計画である。(様式-5)

(3) 対策工事としての雨水貯留浸透施設の規模

- ・地下式雨水調整池 1基 (V=100m³、オリフィス径55mm)
- ・正方形ます 12個、浸透トレンチ 70.2m

対策工事の計画は、対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図参照。

図 5-16 様式-8(雨水浸透阻害行為に関する計画説明書)(記入例)

雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた中村川流域において、法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」を受けるにあたり法第32条（許可の基準）に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、下記に基づき管理を実施する。

- 第1条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設の名称は、次のとおりとする。
名称
- 第2条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設は、次に所在するものとする。
所在地
- 第3条 この管理実施計画書を実施する責任者（実質管理者）は以下の者とする。
氏名
連絡先（電話）
- 第4条 この管理実施計画書において雨水貯留浸透施設とは、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために施行した雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる施設をいい、具体的には、
をいう。
2 雨水貯留浸透施設の位置、範囲及び機能の概要は、別図のとおりとする。
- 第5条 管理者は雨水貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、別表に示す点検作業（定期点検、緊急点検、機能点検）を実施するとともに、点検作業で必要が認められた場合には清掃、修繕工事等を行うものとする。
2 また、維持管理の充実を図るため、維持管理作業の内容は施設台帳や維持管理記録を作成し保管するとともに、雨水貯留浸透施設の設計、施工及び過去の災害復旧、修繕に関する図書を整理・保管しておく。
- 第6条 雨水貯留浸透施設の管理者を変更する場合や管理者を複数に分割する場合は、新たな管理者が当該施設の維持管理を引き継ぐこととする。
- 第7条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある以下の行為を行う場合には法第39条に基づいてあらかじめ都道府県知事の許可を得るものとする。
・雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋め立て
・雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
・雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去
・そのほか雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為
- 第8条 宅地又は、建物の売買にあたっては、宅地建物取引業法に基づく手続きの際に、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（法第39条）を行う場合は許可が必要であること、および標識の移転等の行為（法第38条第5項）を行う場合は設置者の承諾が必要であることを重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）に明記するものとする。
- 第9条 対策工事に伴い設置する雨水貯留浸透施設の存在と維持管理者を表示した標識の保全に努めるものとする。

別表

分	類	作業内容	頻度
点検作業	定期点検	・破損、陥没、変形、蓋のずれ等の状況確認 ・ゴミ、土砂、枯れ葉等の堆積状況確認 ・樹根の進入状態の確認	年〇回以上
	緊急点検	・点検の内容は定期点検と同様	地震時
	機能点検	・機能の評価（簡易浸透試験）	定期点検の結果より必要に応じて代表施設で実施
清掃・修繕工事等	清掃・土砂搬出等	・清掃、樹根の除去 ・フィルターが目詰まり除去（浸透施設） ・土砂搬出等の通常の清掃作業	点検作業で必要が認められた場合に実施
	修繕・補修工事等	・破損、陥没箇所及び劣化損耗箇所の補修・修繕・改良工事	
	機能回復作業	・透水シートの交換洗浄・碎石の人力による洗浄又は高圧洗浄	

図 5-17 様式-9(雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書

雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた中村川流域において、法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」を受けるにあたり法第32条（許可の基準）に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、下記に基づき管理を実施する。

第1条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設の名称は、次のとおりとする。
名称

第2条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設は、次に所在するものとする。
所在地

第3条 この管理実施計画書を実施する責任者（実質管理者）は以下の者とする。
氏名
連絡先（電話）

第4条 この管理実施計画書において雨水貯留浸透施設とは、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために施行した雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる施設をいい、具体的には、**貯留機能又は浸透機能を発揮するための敷地、周囲堤、排水口、浸透ます**、

2 雨水貯留浸透施設の位置、範囲及び機能の概要は、別図のとおりとする。
(別図：平面図、標準横断面図、構造図)

第5条 管理者は雨水貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、別表に示す点検作業（定期点検、緊急点検、機能点検）を実施するとともに、点検作業が必要と認められた場合には清掃、修繕工事等を行うものとする。

2 また、維持管理の充実を図るため、維持管理作業の内容は施設台帳や維持管理記録を作成し保管するとともに、貯留施設の設計、施工及び過去の災害復旧、修繕に関する図書を整理・保管しておく。

第6条 雨水貯留浸透施設の管理者を変更する場合や管理者を複数に分割する場合は、新たな管理者が当該施設の維持管理を引き継ぐこととする。

第7条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある以下の行為を行う場合には法第39条に基づいてあらかじめ都道府県知事の許可を得るものとする。
・雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋め立て
・雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
・雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去
・そのほか雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為

第8条 宅地又は、建物の売買にあたっては、宅地建物取引業法に基づく手続きの際に、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（法第39条）を行う場合は許可が必要であること、および標識の移転等の行為（法第38条第5項）を行う場合は設置者の承諾が必要であることを重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）に明記するものとする。

第9条 対策工事伴い設置する雨水貯留浸透施設の存在と維持管理者を表示した標識の保全に努めるものとする。

別表

分類	作業内容	頻度
点検作業	定期点検 ・破損、陥没、変形、蓋のずれ等の状況確認 ・ゴミ、土砂、枯れ葉等の堆積状況確認 ・樹根の進入状態の確認	年1回以上
	緊急点検 ・点検の内容は定期点検と同様	地震時
	機能点検 ・機能の評価（簡易浸透試験）	定期点検の結果より必要に応じて代表施設で実施
清掃・修繕工事等	清掃・土砂搬出等 ・清掃、樹根の除去 ・フィルターが目詰まり除去（浸透施設） ・土砂搬出等の通常の清掃作業	点検作業が必要と認められた場合に実施
	修繕・補修工事等 ・破損、陥没箇所及び劣化損耗箇所の補修・修繕・改良工事	
	機能回復作業 ・透水シートの交換洗浄・碎石の人力による洗浄又は高圧洗浄	

図 5-18 様式-9(雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書)(記入例)

【作業9】雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書（別記様式第2）の作成

ステップ5までで作成した必要書類及び図面を基に、「特定都市河川浸水被害対策法_雨水浸透阻害行為_許可申請様式.xlsx」の別記様式第2「雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書」を作成する。

その際、様式右側の記入例と本 Excel の「使用方法」シートを併せて確認しながら、作成を進める。

許可申請書
雨水浸透阻害行為 協議

<p>青森県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">第30条 特定都市河川浸水被害対策法 第35条</p> <p>の規定により、雨水浸透阻害行為 の規定により、雨水浸透阻害行為</p> <p>許可を申請 について 協議 します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 電話番号</p>		
雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	㎡ (ha)
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	(計画の詳細は、別業の計画説明書及び計画図による)
	4 対策工事の計画の概要	(計画の詳細は、別業の計画説明書及び計画図による)
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日	第 号
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日	第 号
備考		
<p>1 ①許可申請・協議、②第30条・第35条、③許可を申請・協議については、該当するものを○で囲むこと。</p> <p>2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。</p> <p>3 ※印のある欄は記載しないこと。</p> <p>4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別業の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別業とすること。</p> <p>5 「その他の必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。</p>		

図 5-19 雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書(別記様式第2)

許可申請書
雨水浸透阻害行為協議書

3箇所とも該当するものを○で囲んでください。

第30条

青森県知事 殿

特定都市河川浸水被害対策法 第35条の規定により、雨水浸透阻害行為について 許可を申請 します。

協 議

〇〇年〇〇月〇〇日

住所 青森県〇〇町〇〇町1-1-1
氏名 代表取締役 〇〇〇〇

押印は不要です。

阻害行為区域内のすべての地番を記入してください。

雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町100番地、101番地、102番地、103番地
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	2,500平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	分譲住宅(15宅地)の宅地造成 <small>(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による)</small>
	4 対策工事の計画の概要	浸透トレンチ00mを設置 <small>(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による)</small>
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	7 対策工事の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	8 対策工事の完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	9 その他必要な事項	〇〇市宅地開発事業に関する条例(開発行為)協議中

※受付番号 年 月 日 第 号

※許可に付した条件

※許可番号 年 月 日 第 号

備考

1 ①許可申請・協議、②第30条・第35条、③許可を申請・協議については、該当するものを○で囲むこと。

2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 ※印のある欄は記載しないこと。

4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。

5 「その他の必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

記入しないで

図 5-20 雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書(別記様式第2)(記入例)

ステップ6 雨水浸透阻害行為の許可申請に係る提出書類の確認

ステップ6では、ステップ5までで作成した雨水浸透阻害行為の許可申請に係る提出書類について、チェックリストに基づき、作成書類等が十分か、また、作成した書類等の内容が十分かを

確認する。
許可申請に向けた作業・手続き手順のうち、赤枠の箇所がステップ6に該当する。

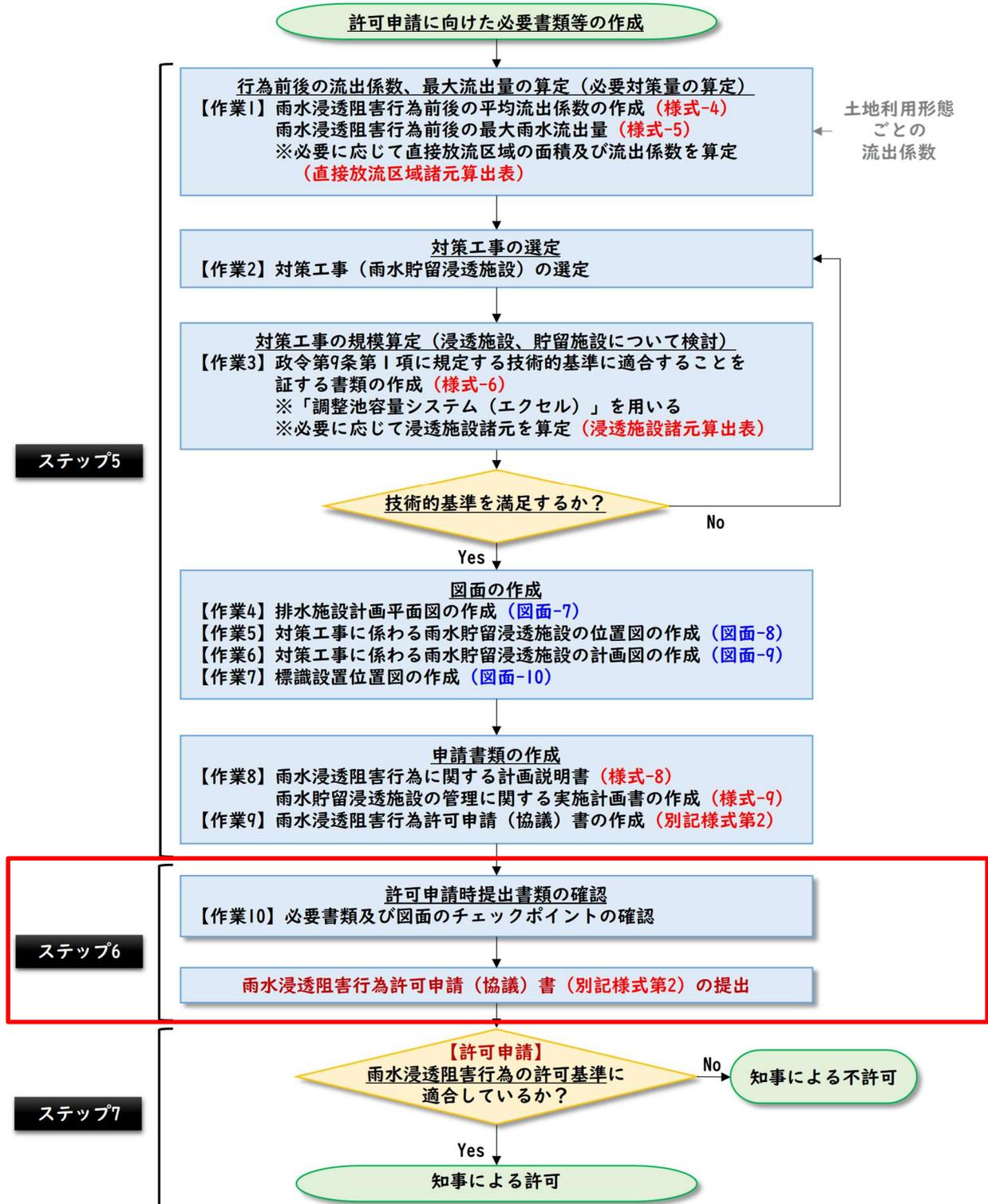


図 6-1 ステップ6 作業・手続きフロー

【作業10】許可申請時提出書類の確認（必要書類及び図面のチェックポイント）・提出

ステップ6までで作成した必要書類及び図面の提出にあたり、チェックリストに基づくチェックを行う。

チェックで問題がなければ、青森県に提出のうえ、雨水浸透阻害行為の許可申請を行う。

※来庁時の担当者不在を避けるため、事前に雨水浸透阻害行為の許可申請担当部局に連絡したうえで来庁すること。

表 6-1 必要書類及び図面のチェックリスト

	様式名	名 称	確認欄	備考
書類関係	別記様式第2	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書		
	様式-1	現況土地利用区分面積集計表（行為前）		
	様式-2	計画土地利用区分面積集計表（行為後）		
	様式-3	行為前後の土地利用集計表		
	様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数		
	様式-5	雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量		
	様式-6	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類		
	様式-8	雨水浸透阻害行為に関する計画説明書		
	様式-9	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書		
図面関係	図面-1	行為区域位置図		
	図面-2	行為区域図		
	図面-3	現況平面図（行為前）		
	図面-4	現況土地利用求積図（行為前）		
	図面-5	土地利用計画図（行為後）		
	図面-6	土地利用計画求積図（行為後）		
	図面-7	排水施設計画平面図		
	図面-8	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図		
	図面-9	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の形状 雨水貯留浸透施設の構造の詳細（プラスチック製品の品質証明書）		
	図面-10	標識設置位置図		
その他資料関係	資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）		
	資料-2	公図の写し		
	資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果		
	資料-4	事業概要書、事業概要図		
	資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）		
	資料-6	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）		
	資料-7	工程表		

表 6-2 必要書類のチェックポイント

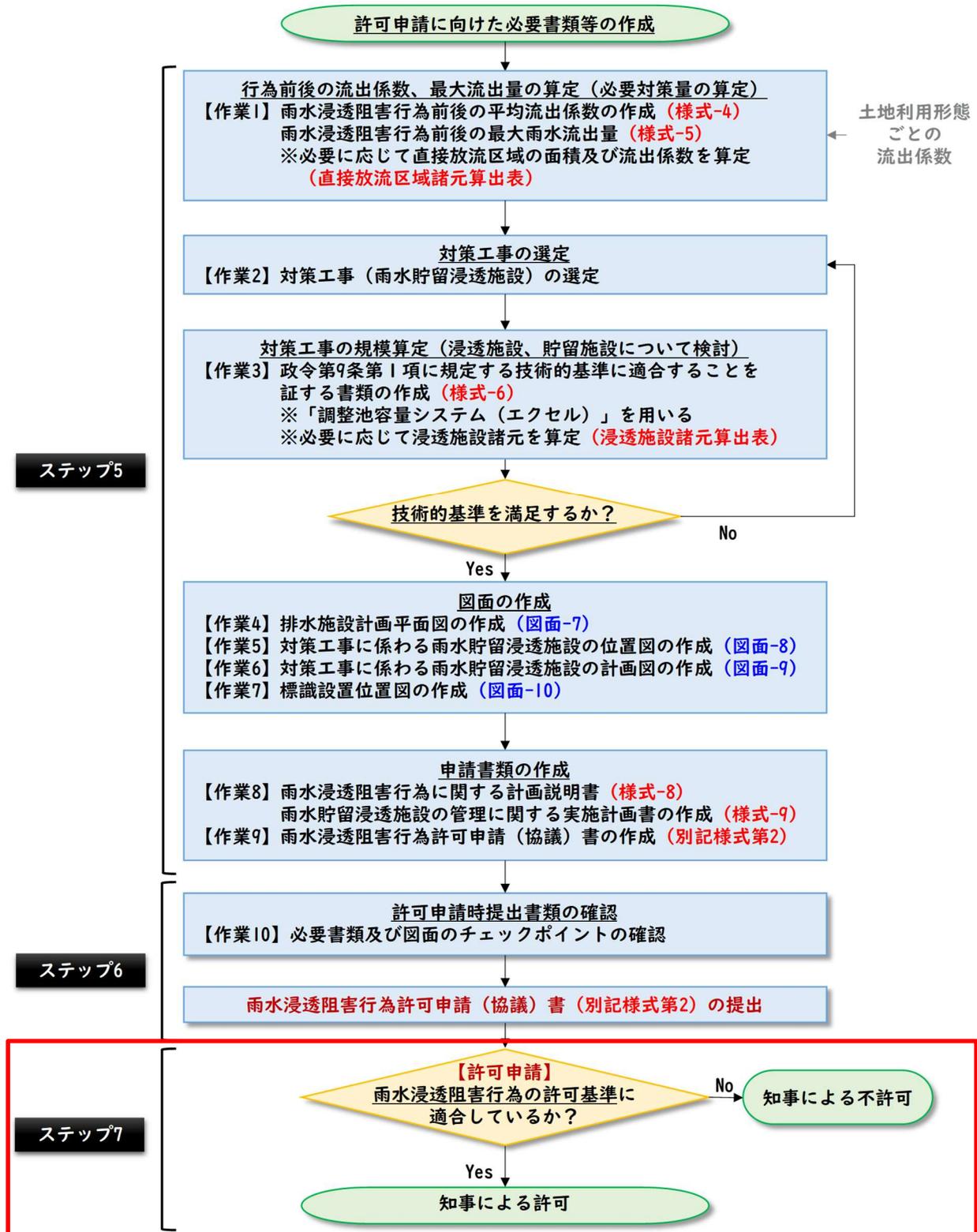
種類	様式名	名 称	確認欄	チェックポイント	備考
書類関係	別記様式第2	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	<input type="checkbox"/>	記載内容が他の様式と整合している	
			<input type="checkbox"/>	「許可申請」と「協議」の別が示されている（○3か所が正しく記載されている）	
			<input type="checkbox"/>	1「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」に阻害行為区域内のすべての地番を記入している	
			<input type="checkbox"/>	2「雨水浸透阻害行為区域の面積」に事業区域でなく、阻害行為区域の面積を記入している	
			<input type="checkbox"/>	5「雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」に事業（雨水浸透阻害行為）の着手、完了予定年月日を記入している	
			<input type="checkbox"/>	6「雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」に雨水貯留浸透施設工事の着手、完了予定年月日を記入している	
	様式-1	現況土地利用区分面積集計表（行為前）	<input type="checkbox"/>	行為前後の合計面積が一致している	事前相談時作成
			<input type="checkbox"/>	単位がhaになっている	
	様式-2	計画土地利用区分面積集計表（行為後）	<input type="checkbox"/>	行為前後の合計面積が一致している	事前相談時作成
			<input type="checkbox"/>	単位はhaになっている	
	様式-3	行為前後の土地利用集計表	<input type="checkbox"/>	阻害行為対象面積が1,000㎡（0.1ha）を超え、許可申請の対象となっている	事前相談時作成
	様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数	<input type="checkbox"/>	行為区域位置に住所を記載している	
	様式-5	雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量	<input type="checkbox"/>	直接放流区域がある場合、直接放流区域を考慮した雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量となっている	
	様式-6	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	<input type="checkbox"/>	「調整池容量システム（エクセル）」の計算結果の総合評価が0.Kとなっている	
			<input type="checkbox"/>	直接放流区域がある場合、「調整池容量システム（エクセル）」における最大放流量が様式-5で算出した許容放流量以下になっている	
様式-8	雨水浸透阻害行為に関する計画説明書	<input type="checkbox"/>	記載内容が他の様式と整合している		
様式-9	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	<input type="checkbox"/>	記載内容が他の様式と整合している		
		<input type="checkbox"/>	貯留施設の場合は「雨水貯留施設」、浸透施設の場合は「雨水浸透施設」と記載している これに限らず、既に設定している名称がある場合はその名称を記載している		
		<input type="checkbox"/>	連絡先に当該雨水貯留浸透施設の管理者に連絡が可能な電話番号を記載している		

表 6-3 必要図面のチェックポイント

種類	様式名	名 称	確認欄	チェックポイント	備考
図面関係	図面-1	行為区域位置図	<input type="checkbox"/>	行為区域の位置を赤色で表示している	事前相談時作成
			<input type="checkbox"/>	「位置」として土地の地番を表示している	
			<input type="checkbox"/>	方位や縮尺を記入している	
			<input type="checkbox"/>	浸透施設の設置を予定している場合、行為区域が浸透施設の設置禁止区域（急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）に該当していないことを確認した	
	図面-2	行為区域図	<input type="checkbox"/>	1)行為区域の区域、2)県界、3)市町村界、4)市町村区域内の町又は字の境界、5)土地の地番、6)土地の形状を表示している	事前相談時作成
	図面-3	現況平面図（行為前）	<input type="checkbox"/>	行為区域の境界を表示している	事前相談時作成
			<input type="checkbox"/>	KBMの位置や地盤高を記入している	
			<input type="checkbox"/>	既存排水施設や建築物を記入している	
			<input type="checkbox"/>	方位や縮尺を記入している	
	図面-4	現況土地利用求積図（行為前）	<input type="checkbox"/>	行為区域の境界を表示している	事前相談時作成
<input type="checkbox"/>			土地利用形態の区分ごとに着色している		
<input type="checkbox"/>			エリアNo.を記載し、面積（単位：ha）を明示しており、この内容が様式-1で記載するエリアNo.、エリア毎の面積と一致している		
<input type="checkbox"/>			既存排水施設の位置を明示している		
図面-5	土地利用計画図（行為後）	<input type="checkbox"/>	行為区域の境界を表示している	事前相談時作成	
		<input type="checkbox"/>	雨水貯留浸透施設の位置を明示している		
		<input type="checkbox"/>	土地利用形態や土地利用計画表を表示している		
		<input type="checkbox"/>	方位や縮尺を記入している		
図面-6	土地利用計画求積図（行為後）	<input type="checkbox"/>	行為区域の境界を表示している	事前相談時作成	
		<input type="checkbox"/>	土地利用形態の区分ごとに着色している		
		<input type="checkbox"/>	エリアNo.を記載し、面積（単位：ha）を明示しており、この内容が様式-2で記載するエリアNo.、エリア毎の面積と一致している		
		<input type="checkbox"/>	計画排水施設の位置を明示している		
図面-7	排水施設計画平面図	<input type="checkbox"/>	行為区域の境界、対策工事（施設）の位置を表示している	事前相談時作成	
		<input type="checkbox"/>	排水施設の位置や形状を記入している		
		<input type="checkbox"/>	KBMの位置や地盤高、流向を記入している		
		<input type="checkbox"/>	吐口の位置及び放流先（河川名、幹線名等）を記入している		
図面-8	対策工事に係る雨水貯留浸透施設の位置図	<input type="checkbox"/>	行為区域の境界、対策工事（施設）の位置を表示している	他図面でわかる場合は作成不要	
		<input type="checkbox"/>	方位や縮尺を記入している		
		<input type="checkbox"/>	施設の平面図、断面図を表示している		
		<input type="checkbox"/>	設置する全ての排水施設の構造図（流入口、貯留浸透施設、流出口）を表示している		
図面-9	対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の形状 雨水貯留浸透施設の構造の詳細 （プラスチック製品の品質証明書）	<input type="checkbox"/>	方位や縮尺を記入している	プラスチック製品がある場合は、品質証明書を添付する	
		<input type="checkbox"/>	雨水貯留浸透施設の放流口の敷高が排水先水位の影響をそれぞれ受けけないことを確認した		
		<input type="checkbox"/>	雨水貯留浸透施設の流入口の敷高が呑口の地盤高から背水影響が発生しないことを確認した		
		<input type="checkbox"/>	ポンプ排水となる場合、事前に下水管理者等と協議した		
図面-10	標識設置位置図	<input type="checkbox"/>	標識の設置位置を記入している	他図面でわかる場合は作成不要	
		<input type="checkbox"/>	方位や縮尺を記入している		

ステップ7 許可又は不許可の通知

申請者による許可申請の内容を踏まえて、青森県知事は雨水浸透阻害行為の許可又は不許可を遅滞なく通知する。許可申請に向けた作業・手続き手順フローのうち、赤枠の箇所が**ステップ7**に該当する。



1. 許可・不許可の通知

都道府県知事は、雨水浸透阻害行為の許可の申請があったときは、遅滞なく許可又は不許可の処分をしなければならない。

許可又は不許可の処分は、文章をもって申請者に通知しなければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可が申請された場合、青森県知事は遅滞なく許可又は不許可の処分をし、申請者に通知する。

青森県による許可・不許可の処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、青森県知事に対して審査請求することができる。

2. 許可の条件

都道府県知事等は、雨水浸透阻害行為の許可に、行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可にあたり、対策工事の適正な施行を確保するために、青森県は条件を付与することができる。想定される流出雨水量増加を抑制するための条件としては、以下がある。

- ・ 対策工事の着手及び完了の予定期日
- ・ 工事施工中の防災措置等

3. 許可の例外

法第 35 条に基づき国又は地方公共団体の行う雨水浸透阻害行為については、国又は地方公共団体との協議が成立することをもって法第 30 条の許可を受けたものとみなす。

【解説】

国または地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為については、法第 35 条の規定により、法第 30 条の許可を行う都道府県知事等との協議が成立することをもって当該許可を受けたものとみなすこととされているが、当該協議の要件は許可と何ら変わるものではなく、協議申請者が雨水浸透阻害行為を行うに当たり必要とされる技術的要件を満たしている場合、すなわち雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制する適切な対策工事の計画内容となっている場合には、許可権者は速やかに協議を成立させなければならない。

また、許可権者は雨水浸透阻害行為として行われる事業の本来の目的及び必要性を協議内容とすることで、事業の本来の目的及び必要性に影響を及ぼすことはできない。

その他1 申請内容を変更する場合の手続き

1. 雨水浸透阻害行為変更許可及び必要書類等

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、法第 31 条に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

【解説】

第 30 条の許可を受けた者が、第 31 条に掲げる申請内容を変更する場合は次頁に示す別記様式第 1 号を作成して、青森県知事に許可を受ける必要がある。その際、青森県と協議のうえ、変更する内容の確認に必要な書類等を作成し、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（様式-12）と併せて提出すること。

変更する内容の確認に必要な書類等は、法第 30 条の許可の申請に必要な書類に準拠して作成すること。

ただし、当初の許可申請（協議）時においては、雨水浸透阻害行為をする土地の面積が暫定的にしか決定されず、事業が進む中で住民協議等により逐次雨水浸透阻害行為をする土地の面積が変更される場合には、その都度許可の変更申請（変更協議）を行う必要はなく、その面積が確定した段階で、一括して変更申請（協議）を行うこと。

2. 軽微な変更及び必要書類

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者が、法第 31 条に掲げる事項の変更をしようとする場合において、変更の内容が国土交通省令で定める軽微な変更である場合には、都道府県知事等の許可を受ける必要はない。ただし、変更の内容については、青森県知事に対し届出を行わなければならない。

【解説】

軽微な変更とは、工事の着手予定日又は完了予定日の変更を指す。軽微な変更に当たっては青森県知事の許可を受ける必要はなく、雨水浸透阻害行為変更届出書（様式-13）により変更の届出のみを行う。

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

青森県知事 殿

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項
 第37条第4項 において準用する同法第35条 の規定により，雨水
 浸透阻害行為 の 許 可 を 受 け た 事項の変更について 許可を申請 します。
 について協議が成立した 協 議

年 月 日

申請者（協議者） 住所
 氏名
 電話番号

雨水浸透阻害行為の許可番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
変更に 係る 事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	m ² (ha)
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	7 対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	8 対策工事の完了予定年月日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可番号	年 月 日 第 号	

備考

- 1 変更に係る事項の欄は，変更をしようとする事項について，変更後のものを記載すること。
- 2 その他必要な事項の欄は，雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて，都市計画法，農地法その他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は，記載しないこと。

図 7-2 雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（様式-12）

雨水浸透阻害行為変更届出書

青森県知事 殿

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可に関する軽微な変更について、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所
氏名
電話番号

雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	変更前	雨水浸透阻害行為に関する工 事の着手予定日	年 月 日
		雨水浸透阻害行為に関する工 事の完了予定日	年 月 日
		対策工事の着手予定日	年 月 日
		対策工事の完了予定日	年 月 日
	変更後	雨水浸透阻害行為に関する工 事の着手予定日	年 月 日
		雨水浸透阻害行為に関する工 事の完了予定日	年 月 日
		対策工事の着手予定日	年 月 日
		対策工事の完了予定日	年 月 日
変更の理由			
その他必要な事項			

備考

- 1 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の軽微な変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 2 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

図 7-3 雨水浸透阻害行為変更届出書(様式-13)

その他2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可

1. 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可及び必要書類等

法第 32 条の国土交通省令で定める技術基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、次に掲げる行為を行う者は青森県知事の許可が必要である。ただし、通常管理行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急処置として行う行為についてはこの限りではない。

1. 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
2. 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
3. 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除却（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
4. 前3号に掲げるもののほか、雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で、政令で定めるもの
 - ① 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあつては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
 - ② 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
 - ③ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

対策工事により設置された雨水貯留浸透施設について、雨水を一時的に貯留する機能を損なうおそれのある行為の許可申請がされた際において、当該機能が損なわれることが認められるときは、当該機能を保全するために必要な工事（保全工事）が計画されている場合に限り許可する。

なお、保全工事の計画のうち雨水の流出抑制に関する部分の許可の事務は、対策工事の計画に準拠して行われたい。

【解説】

第 30 条の許可を受けた者が、法第 39 条に掲げる雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う場合は、雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書（別記様式第 6）を作成して、青森県知事に許可を受ける必要がある。許可に当たっては、当該機能を保全するために必要な工事（以下「保全工事」という。）が計画されている必要がある。

法第 39 条に掲げる行為の許可の申請にあつては、青森県と協議のうえ、表 7-1 に示す許可申請時に必要となる計画図、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為及び保全工事の計画の確認に必要な書類等を作成し、雨水貯留施設機能阻害行為許可申請（協議）書（別記様式第 6）と併せて提出する。

雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為及び保全工事の計画の確認に必要な書類等は、法第 30 条の許可の申請に必要な書類に準拠して作成すること。

表 7-1 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可申請時に必要となる計画図

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	雨水貯留浸透施設の位置図	雨水貯留浸透施設の位置及び集水区域	1/2, 500以上	許可申請時に必要な「対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図（図面-8）」を指す。
2	雨水貯留浸透施設の現況図	雨水貯留浸透施設の形状	1/2, 500以上	許可申請時に必要な「対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の形状（図面-9）」を指す。平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
		雨水貯留浸透施設の構造の詳細	1/2, 500以上	「対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の構造の詳細（プラスチック製品の品質証明書）（図面-9）」を指す。流入口及び放流口の構造を含むものであること。
3	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図	当該行為により設置される施設の形状	1/2, 500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
		当該行為により設置される施設の構造の詳細	1/500以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。
4	保全工事の計画図	保全工事に係る施設の形状	1/2, 500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
		保全工事に係る施設の構造の詳細	1/500以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。

【適用除外となる行為】

通常管理行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急処置として行う行為は下記の通りである。法第 39 条に掲げる雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う場合であっても、下記に該当する場合は、青森県知事からの許可を受ける必要はない。

1) 通常管理行為

管理設備及びスクリーン等の設置等雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為

2) 軽易な行為

仮設の建築物の建築その他の雨水貯留浸透施設又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該雨水貯留浸透施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）

3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

水防活動並びに災害復旧における一時的な流入口又は流出口の閉塞その他の河川等に係る施設及び設備の応急復旧

許可申請書
雨水貯留浸透施設機能阻害行為 協議

青森県知事 殿 特定都市河川浸水被害対策法 第39条第1項 第39条第4項において準用する同法第35条 の 規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について、 許可を申請 します。 協議 年 月 日 申請(協議者) 住所 氏名 電話番号	
--	--

雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1	雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	年 月 日 第 号
	2	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	4	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要	（設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。）
	5	雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	6	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為着手予定日	年 月 日
	7	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為完了予定日	年 月 日
	8	保全工事の着手予定日	年 月 日
	9	保全工事の完了予定日	年 月 日
	10	その他必要な事項	
※ 受付番号		年 月 日	第 号
※ 許可に付した条件			
※ 許可番号		年 月 日	第 号

- 備考
- 1 ①許可申請・協議、②第39条・第1項、第39条第4項において準用する同法第35条
③許可を申請・協議については、該当するものを○で囲むこと。
 - 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。
 - 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

図 7-4 雨水貯留浸透施設機能阻害行為 許可申請 協議書(別記様式第 6)

その他3 施設管理者等の変更の届出

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に対策施設の管理者等を変更するときは、青森県知事に届け出なければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の対策工事により設置した対策施設について、施設管理者等の変更を行う場合には、施設管理者等変更届出書（様式-14）により、青森県知事に届出を行う必要がある。

施設管理者等変更届出書

青森県知事 殿				
雨水浸透阻害行為の許可に関する施設管理者等の変更について、下記のとおり届け出ます。				
年 月 日				
届出者 住所 氏名 電話番号				
許可番号				
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称				
変更に係る事項	施設管理者	変更前	氏名	
			所在	
			電話番号	
	変更後	氏名		
		所在		
		電話番号		
その他	変更前			
	変更後			
変更の理由				
その他必要な事項				

備考

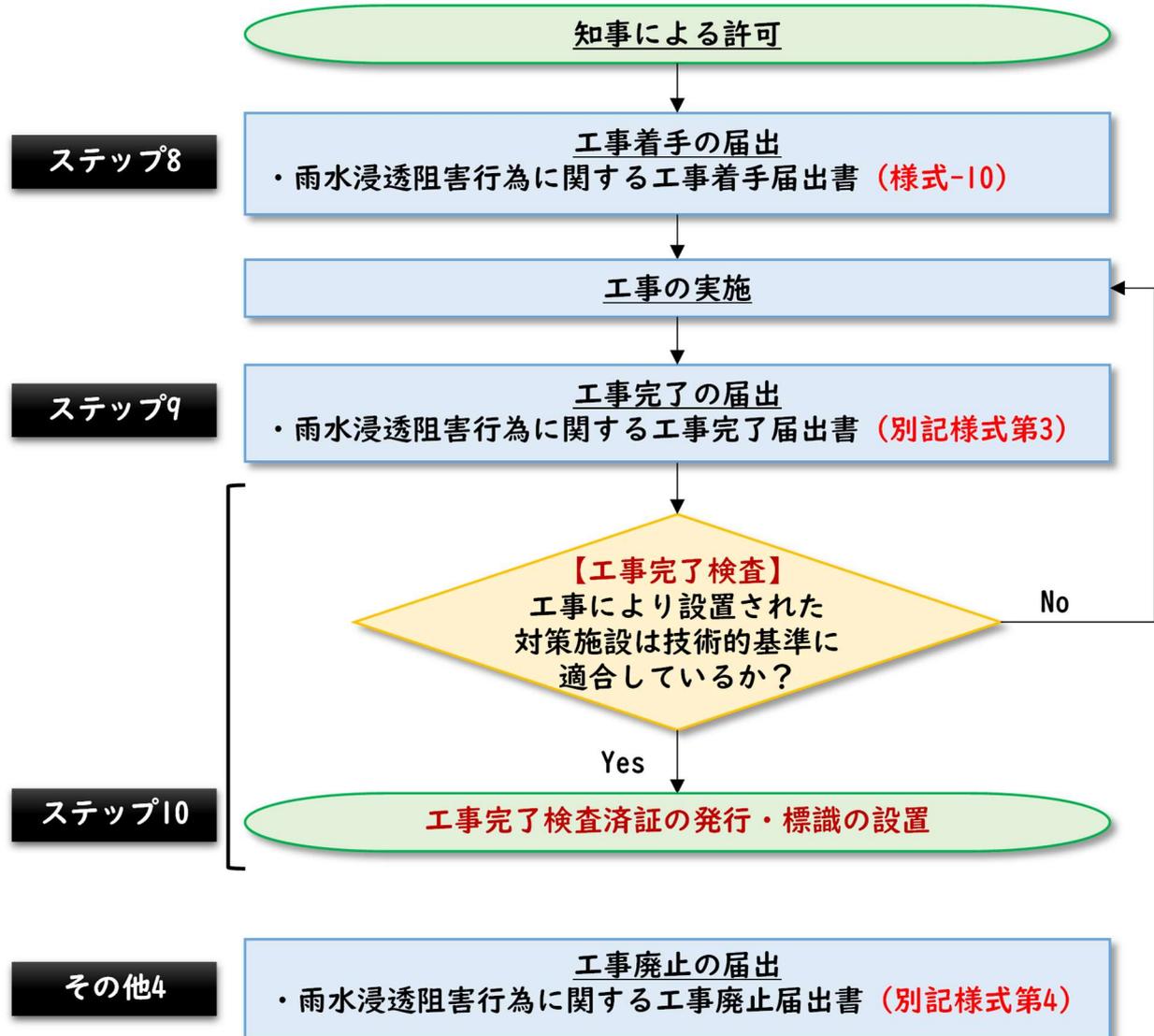
- 1 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の施設管理者等の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 2 変更届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

図 7-5 施設管理者等変更届出書(様式-14)

◆◆工事に関する手続き◆◆

ステップ7において雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、許可の内容や条件に従い、雨水浸透阻害行為の対策工事を実施する必要がある。

また、工事を廃止する場合にはその他4で示す届出を行う必要がある。



ステップ8 工事着手の届出

法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに、青森県知事に届け出なければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の対策工事に着手した場合には、工事着手届出書（様式-10）により、速やかに青森県知事に届出を行う必要がある。

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

青森県知事 殿

雨水浸透阻害行為に関する工事について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名
電話番号

許可番号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	年 月 日
雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手（予定）年月日	
工事施工者	住所
	氏名
	連絡場所 (電話番号)
	現場管理者の氏名

備考

- 届出者、工事施工者が法人である場合については、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

図 8-1 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書(様式-10)

ステップ9 工事完了の届出

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を完了したときは国土交通省令で定めるところにより、その旨を青森県知事に届け出なければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した場合、青森県知事に雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書（別記様式第 3）により、青森県知事に届け出る必要がある。

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

青森県知事 殿

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

年 月 日

届出者 住所
氏名
電話番号

1	雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称	
2	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日	年 月 日
3	対策工事の完了年月日	年 月 日
※	受付番号	年 月 日 第 号
※	検査年月日	年 月 日
※	検査結果	合 否
※	検査済証番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印のある欄は記載しないこと。

図 9-1 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書(別記様式第3)

ステップ10 工事完了検査・標識の設置

1. 工事の完了検査

青森県知事は、雨水浸透阻害行為に対する対策工事が完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、当該工事が法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、対策工事等の出来形図や写真（不可視部の出来形や施工状況が分かるもの）を作成し、現地にて検査を受ける必要がある。

検査は、許可を受けた対策工事の内容に合致しているかを確認する。

現地工作物が申請の設計計算結果に影響を与えないかを判断する観点から、特に、工事現場が設計値として使用した現地条件（流出係数ごとの土地利用面積、直接放流域の面積等）や対策施設の条件（オリフィス口径、対策施設の規格等）を検査する。

なお、検査員が必要と認める場合は、出来形に基づく再計算資料を提出すること。

検査が不合格の場合は、検査員が今後の対応を指示するため、指示に従い、誠実に対応工事等を行うことにより、検査を合格すること。

2. 検査済証の交付

青森県知事は、工事完了検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が技術的基準に適合すると認めるときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証を雨水浸透阻害行為の許可を受けた者に交付する。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者が、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、検査で合格した場合、青森県は雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証（様式-11）により検査済証を交付する。

様式-11

様式-11

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証		
住所 氏名	様	
次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。		
年 月 日		
青森県知事 印		
許可番号	年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者	住所	
	氏名	

図 10-1 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証(様式-11)

3. 標識の設置

青森県知事は、対策工事の計画についての技術的基準に適合すると認めた場合は、雨水貯留浸透施設が存する旨を表示するための標識を設置し、その機能監視を行う。

【解説】

雨水浸透阻害行為の対策工事が完了し、完了検査に合格した場合には、青森県知事が以下の要件を満たす貯留浸透施設標識（別記様式第1号）を用いて、標識を設置する。

- (1) 技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示するため青森県知事等が設置する標識は、下記の①～⑥の次項を明示する。
 - ① 雨水貯留浸透施設の名称
 - ② 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
 - ③ 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない施設にあつては規模）及び構造の概要
 - ④ 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は都道府県知事等の許可を要する旨
 - ⑤ 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
 - ⑥ 標識の設置者及びその連絡先
- (2) 施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

また、標識の設置に当たっては以下の要件を満たすことが望ましい。

- (3) 当該施設が浸水被害の防止に寄与していることを流域内住民等に対して周知する説明文の記載や構造図の表示を行うなど分かりやすいものとする。
- (4) 許可権者による標識設置により、完成した構造物等に影響を与える場合も想定されるため、標識の設置位置、時期等については申請者と協議を行うこと。

設置された標識は、設置者の承諾を得ないで移転、除却、汚損、損壊することはできない。

なお、都道府県知事等が標識を設置する理由は、雨水貯留浸透施設の権原が移った場合も、当該土地・建物について雨水貯留浸透施設の機能を保全する必要があり、施設の機能を阻害するおそれのある行為に当たっては許可が必要になることを取引の相手方が知らずに購入することを防止する等のためである。

別記様式第1号

90センチメートル							
雨水貯留浸透施設							
青森県							
<table border="1"><tr><td>施設の名称</td></tr><tr><td>検査済証番号</td></tr><tr><td>施設の容量又は規模及び構造の概要</td></tr><tr><td>青森県知事の許可を要する行為</td></tr><tr><td>施設の管理者及び連絡先</td></tr><tr><td>標識の設置者及び連絡先</td></tr></table>		施設の名称	検査済証番号	施設の容量又は規模及び構造の概要	青森県知事の許可を要する行為	施設の管理者及び連絡先	標識の設置者及び連絡先
施設の名称							
検査済証番号							
施設の容量又は規模及び構造の概要							
青森県知事の許可を要する行為							
施設の管理者及び連絡先							
標識の設置者及び連絡先							
<p>○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。</p>							
備考							
1	標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル，横30センチメートル」又は「縦8センチメートル，横15センチメートル」とする。						

70センチメートル

図 10-2 雨水貯留浸透施設標識(別記様式第1号)

その他4 工事廃止の届出

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止したときは国土交通省令で定めるところにより、その旨を青森県知事に届け出なければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した場合、青森県知事に雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書（別記様式第4）により、青森県知事に届け出る必要がある。

別記様式第4

別記様式第4

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	
青森県知事 殿	
特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。	
年 月 日	
届出者 住所 氏名 電話番号	
1 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称	
2 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止年月日	年 月 日
備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。	

図 10-3 雨水浸透阻害行為に関する工事完了廃止届出書(別記様式第4)